

T-Connect 利用規約（以下、「本規約」といいます）は、トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供する自動車向け情報通信サービス「T-Connect」およびそのオプションサービス（以下、これらを総称して「T-Connect」といいます）の利用条件を定めるものです。

第1条（本規約の適用範囲等）

1. 本規約は、T-Connect を利用する契約者等（第3条にて定義します。以下、同じです）と当社との間の T-Connect の利用に関する関係一切に適用されます。
2. 当社は、T-Connect の利用条件等に関して、別途個別の規約（以下、「個別規約」といいます）を設けることがあります。個別規約は、本規約と一体となり、その一部を構成するものとし、契約者等は、T-Connect を利用する際には、本規約に加えて個別規約の定めも遵守するものとします。ただし、本規約と個別規約の定めが矛盾または抵触する場合には、個別規約の定めが優先して適用されるものとします。

第2条（本規約等の変更）

1. 当社は、本規約および個別規約（以下、これらを総称して「本規約等」といいます）を、契約者（第3条にて定義します。以下、同じです）への通知および契約者の同意を得ることなく、変更することができるものとします。ただし、関係法令等に基づき契約者の同意を得ることが必要となる変更を行う場合は、当社の定める方法で契約者の同意を得るものとします。
2. 当社は、前項に基づき本規約等を変更する場合には、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、当該効力発生日の7日前までに、以下に掲載する方法で周知するものとします。

<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>

第3条（定義）

- (1) 契約者：当社との間で T-Connect の利用に関する契約を締結した者をいいます。
- (2) T-Connect 利用契約：当社と契約者との間で成立する T-Connect の利用に関する契約をいいます。
- (3) 基本サービス：T-Connect のうち、別紙1の別表1A～F「基本サービス」に記載の各サービスおよび当社が「T-Connect」の名称で対象車両向けに提供するその他のサービス（オプションサービスを除きます）を総称していいます。
- (4) オプションサービス：T-Connect のうち、別紙1の別表1A～F「オプションサービス」に記載の各サービスを総称していいます。
- (5) T-Connect 基本契約：T-Connect 利用契約のうち、当社と契約者との間で成立する基本サービスの利用に関する契約をいいます。
- (6) オプションサービス契約：T-Connect 利用契約のうち、当社と契約者との間で成立するオプションサービスの利用に関する契約をいいます。
- (7) オプションサービス提供事業者：TC または TMC のうち、各オプションサービスの提供主体となる者をいいます（TC および TMC が共同でオプションサービスを提供する場合には、当該オプションサービスに係るオプションサービス提供事業者とは、TC および TMC を総称していいます）。
- (8) 利用車両：契約者が所有または利用等する権限を有するトヨタブランドの対象車両のうち、T-Connect 利用契約に基づき、T-Connect を利用する車両として指定された車両をいいます。
- (9) 車両利用者：第8条第1項の定めに基づき契約者から利用車両における T-Connect の利用を許諾された者をい

います（契約者自身を含みません）。

- (10) 権限受領者：第 8 条第 2 項の定めに基づき契約者から T-Connect の利用権限を付与された者をいいます（契約者自身を含みません）。
- (11) 契約者等：契約者、車両利用者および権限受領者を総称していいます。
- (12) 「TOYOTA アカウント」：各種連携サービスをご利用いただける TMC 発行のお客様認証サービスです。
- (13) T-Connect ID：契約者に発行される契約 ID をいいます。
- (14) 車載機：利用車両搭載のカーナビゲーション端末またはディスプレイ付オーディオ端末のうち、T-Connect を利用できるものをいいます。
- (15) 情報通信端末：携帯電話、パソコン、スマートフォンその他当社所定の情報通信端末をいいます（DCM を含みません）。動作確認済の携帯電話、スマートフォンについては、こちら（<https://g-book.com/pc/etc/faq/mobile/n/top.html>）からご確認ください。
- (16) DCM：対象車両に搭載する自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。なお、DCM におけるデータ通信は、第 4 条第 4 項に規定する場合を除き、TC により提供されます。詳細は、DCM 通信サービスに関する重要事項説明書をご確認ください。
- (17) 通信機：DCM および動作確認済の携帯電話、スマートフォンをいいます。
- (18) センター：T-Connect を運営・提供するために、TC が管理し、運用し、または保有するシステムおよび運営組織をいいます。
- (19) 位置情報：車載機および DCM よりセンターに対して情報を送信した時点における利用車両のおおよその所在場所の情報をいいます。
- (20) 契約データ：契約者（契約者が法人である場合には、契約者の担当者を含みます）の氏名・名称、住所、電話番号およびメールアドレス等の契約者に関する情報、ならびに契約者の T-Connect 利用契約の内容および利用状況等 T-Connect 利用契約に関する情報で、T-Connect の個人情報等の取得と利用について（<https://toyota.jp/tconnectservice/tc/terms/>）に定めるものをいいます。
- (21) 車両データ：利用車両の車名・車体（車台）番号等の車両に関する情報、利用車両の走行距離・位置情報等の走行状況に関する情報および利用車両の警告の表示情報等の車両状態に関する情報で、T-Connect の個人情報等の取得と利用について（<https://toyota.jp/tconnectservice/tc/terms/>）に定めるものをいいます。
- (22) My TOYOTA (WEB)：T-Connect に関する契約者向けのウェブサイトをいいます。
- (23) My TOYOTA+：TMC が My TOYOTA+ の名称で提供する T-Connect の一部サービスの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。
- (24) 関係機関：警察および消防等の機関をいいます。
- (25) 緊急事態：以下の場合をいいます。
 - ① 交通事故、急病その他の事由により利用車両の乗員または利用車両との交通事故の負傷者等を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要が発生した場合
 - ② 利用車両の乗員等の生命・身体が重大な危険に晒されるような切迫した事態が発生した場合
 - ③ 交通事故等による利用車両の損壊があった場合、または火災が発生した場合
- (26) 自動通報：エアバッグの展開または利用車両への一定以上の衝撃等と連動して、通信機から自動的になされる通報をいいます。
- (27) 手動通報：ボタンの押下等の手動操作により、通信機からなされる通報をいいます。
- (28) 盗難発生警報装置：利用車両に搭載される機器であり、利用車両に盗難が発生した場合、または盗難発生の蓋然性を有する事象が発生した場合、音または音および灯光等により、利用車両の車外へ警報を発すると共に、車載機および DCM に対して、盗難発生または盗難発生の可能性に関する警報信号を送る装置をいいます。
- (29) 通報：緊急事態発生時に、自動通報または手動通報によりなされる、車両位置等のデータおよび音声を含む発信

をいいます。

- (30) 車載機専用アプリ：Apps 上で利用できる車載機専用のアプリケーションをいいます。なお、車載機専用アプリを利用するには、TC または車載機専用アプリ提供事業者が当該車載機専用アプリの利用に関して別途定める規約を遵守する必要があります。
- (31) 車載機専用アプリ提供事業者：車載機専用アプリを提供する事業者（TC を含みません）をいいます。
- (32) 車載機専用アプリ提供事業者サービス：車載機専用アプリ提供事業者が提供する、アプリケーションおよびコンテンツ等のサービスをいいます。
- (33) 協業サービス：T-Connect の全部または一部と連携する他社の提供するサービスをいいます。
- (34) 協業事業者：協業サービスを提供する事業者をいいます。
- (35) 取次先サービス：T-Connect を通じて当社が取次ぎを行うことのできる他社の提供するサービスをいいます。
- (36) 取次先事業者：取次先サービスを提供する事業者をいいます。
- (37) 外部サービス：Apps の全部または一部と連携するアプリケーションおよびコンテンツ等で、Apps 以外のサービスをいいます。
- (38) 外部サービス提供者：外部サービスを提供する者をいいます。
- (39) 外部サービス契約：外部サービスに関する契約をいいます。
- (40) 外部サービス連携機能：外部サービスと連携するための Apps の機能をいいます。
- (41) 販売店：契約者が利用するトヨタブランドの車両を購入した販売店（車両を販売する法人を指すものとし、法人の全ての事業所（店舗）を含みます、以下同じです）、および契約者または車両利用者が指定した販売店をいいます。

第4条（T-Connect 利用契約の申し込み）

- 1. T-Connect 利用契約は、利用車両 1 台ごとに、契約者と当社（ただし、オプションサービス契約については、オプションサービスの提供事業者）との間で成立するものとし、これに反する申し込みを行うことはできません。
- 2. T-Connect 利用契約の締結を申し込もうとする者（以下、「申込者」といいます）は、本規約等の定めを理解し、これを承諾したうえで、当社所定の方法に従い、T-Connect 利用契約の締結を申し込むものとします。また、T-Connect 基本契約の契約者または申込者が、新たにオプションサービス契約の締結を申し込む場合も、同様とします。
- 3. T-Connect の申し込みに必要な情報の全部または一部を提供しない場合、または本規約等に同意しない場合には、T-Connect 利用契約の締結を申し込むことはできません。
- 4. T-Connect エントリーまたは T-Connect スタンダード利用契約の申し込みを行った場合には、KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます）に対して、KDDI の「カーテレマティクス向けモジュールに関する通信特約」に定める通信サービス契約にお申し込みいただいたことになります。DCMにおけるデータ通信は、KDDI により提供されます。
- 5. 一部の申込方法およびサービスプランにおいては、T-Connect 利用契約の申し込み、締結および契約継続のためには、「TOYOTA アカウント」および T-Connect ID との連携が必要であり、申込者および契約者は、自己の責任と費用負担において、「TOYOTA アカウント」を取得し、保有するものとします。
- 6. 前項に定める場合のほか、申込者および契約者は自己の責任と費用負担において、「TOYOTA アカウント」を取得し、自らの「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携させるものとします。なお、「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID との連携を行っていない場合、T-Connect のサービスが制限して提供されることがあり、申込者および契約者はあらかじめこれを承諾します。
- 7. 「TOYOTA アカウント」の利用に関しては、TOYOTA アカウント利用規約 (<https://id.toyota/commonTerms/content/>)（以下、「TOYOTA アカウント規約」といいます）が適用され、申込者および契約者は、本規約と抵触しない限りにおいて、TOYOTA アカウント規約の定めるところに従うものとします。

第5条 (T-Connect 利用契約の成立)

1. T-Connect 利用契約は、前条第2項の申し込みが TC に到達した後、当社が当該申し込みを承諾したときに成立するものとします。なお、申込者が当該申し込みを行った T-Connect のサービスを利用することができる状態となった場合には、その時点で、当社が承諾をしたものとみなします。
2. TMC は、TC に対し、T-Connect 利用契約に関する、申し込みの諾否、変更、解約、解除およびその他の意思表示（本規約等において TC および TMC が意思表示することとされているものを含みます）について包括的に委任するものとし、TMC の顕名の有無を問わず、TC による当該意思表示については、TMC にその効果が帰属するものとします。

第6条 (契約書面等の交付方法)

1. TC は、警備業法および電気通信事業法に基づいて契約締結前後にお渡しする書面について、当該書面の交付に代えて、当社指定ウェブサイト (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において PDF 形式 (Adobe Reader で閲覧可能な状態) で掲載することにより当該書面に記載すべき情報を提供します。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、末尾記載の T-Connect サポートセンターに連絡をすることで、前項の書面の交付を求めることができるものとします。

第7条 (T-Connect のサービス内容)

1. T-Connect は、日本国内で提供される対象車両向けの情報通信サービスであり、基本サービスおよびオプションサービスにより構成されます。
2. 基本サービスおよびオプションサービスの内容は、別紙2または各オプションサービスの個別規約に定めるところによります。利用者は、これらに定める利用条件等に従って各サービスを利用するものとします。
3. オプションサービスを利用するためには、T-Connect 基本契約に加えてオプションサービス契約の締結が必要です。オプションサービスは、T-Connect 基本契約の締結を前提として提供される付加的なサービスであり、T-Connect 基本契約の締結を申し込むことなく、オプションサービス契約の締結のみを申し込むことはできません。また、T-Connect 基本契約が終了した場合には、オプションサービス契約も同時に終了します。
4. 当社は、T-Connect のサービスの一部または全部をいつでも変更または終了することができるものとします。ただし、当該変更または終了が契約者等に重大な影響を及ぼすものと認められる場合、当社は、あらかじめ当該変更または終了の内容および時期を契約者に周知するよう努めるものとします。

第8条 (T-Connect の利用範囲)

1. 契約者は、自ら T-Connect を利用することができるほか、自己の責任と費用負担において、利用車両を使用する第三者（車両利用者）に対して当該利用車両の使用に伴い T-Connect の各サービスを利用させることができます。ただし、T-Connect のサービスによっては、車両利用者が利用できないものもありますので、あらかじめご了承ください。
2. 前項に定めるほか、一部のサービスプラン (https://toyota.jp/tconnectservice/service/sp_app.html) においては、契約者は、自己の責任と費用負担において、My TOYOTA+を用いて、「TOYOTA アカウント」を保有する第三者（権限受領者）に対して T-Connect のうち当社指定のサービスの一部機能を利用する権限を付与することができます（以下、「リモートサービスのシェア」といいます）。ただし、権限受領者が利用できるサービスの範囲・内容は、利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびに契約者の契約形態、利用権限の付与状態により異なります。なお、契約者および権限受領者は、My TOYOTA+を利用する際には、TMC が My TOYOTA+の利用条件等に関し別途設ける個別の規約がある場合には当該個別の規約の定めを遵守するものとします。
3. 契約者は、車両利用者または権限受領者が車載機または情報通信端末を通じて契約データまたは車両データを閲覧することができることを理解し、これを承諾のうえ、車両利用者に T-Connect を利用させ、または権限受領者にリ

モータサービスのシェアを行うものとしします。

4. 契約者は、車両利用者および権限受領者をして、本規約等の定めを理解させ、これを遵守させるものとしします。また、車両利用者および権限受領者が行った行為については、契約者自らが行った行為とみなされ、契約者は、当該行為について一切の責任を負うものとしします。
5. 契約者が第三者との間で別途締結する利用車両の貸渡契約（契約の名称を問いません。以下、本項において同じです）に基づき、当該第三者（車両利用者）に対して利用車両の使用に伴い T-Connect を利用させる場合には、契約者は、当該第三者（車両利用者）に対して、当該貸渡契約の中で、本規約等の各条項を周知するとともに、これを遵守させる義務を課すものとしします。
6. 契約者と車両利用者または権限受領者との間で紛争が発生した場合、当該紛争は当事者間で解決されるものとし、当社は、一切の責任を負いません。

第9条（必要機器・ID等の管理）

1. 契約者等は、T-Connect の利用に必要な車載機、通信機その他周辺機器の通信回線を自己の責任と費用負担で用意し、また、T-Connect の利用に別途通信費および通話料を要する場合にはこれを自ら負担するものとしします。
2. 契約者は、T-Connect の利用にあたり必要となる ID、パスワードその他の暗証番号（以下、総称して「ID 等」といいます）を自ら責任をもって管理するものとし、当該 ID 等を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとしします。
3. 契約者は、本規約等で許容される場合を除き、自己の ID 等を、第三者に対して譲渡、貸与、公表等し、またはその他の方法で第三者に使用させてはならないものとしします。

第10条（T-Connect の提供の一時的な中断）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対し事前に通知することなく、T-Connect の一部または全部の提供を一時的に中断することがあります。

- (1) T-Connect またはそれに関連するシステムの保守を、定期的にまたは緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災または疫病の流行等の不可抗力により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、暴動、騒乱、労働争議等により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (5) 法令または管轄官公庁の要請に基づく場合
- (6) 通信サービスが停止した場合または車載機もしくは通信機の使用環境等の事情により通信障害が生じた場合
- (7) その他運用上もしくは技術上 T-Connect の提供の一時的な中断が必要な場合

第11条（利用料金の支払い）

1. 契約者は、T-Connect 基本契約に基づき、基本サービスの利用料金として別紙 1 に定める金額（それに対する消費税および地方消費税を含み、以下、「T-Connect 基本利用料」といいます）を、当社に対して支払うものとしします。
2. 契約者は、各オプションサービス契約に基づき、オプションサービス利用料金として各オプションサービスの個別規約に定める金額（それに対する消費税および地方消費税を含み、以下、「オプションサービス利用料」といいます）を、オプションサービス提供事業者に対して支払うものとしします。
3. T-Connect 基本利用料およびオプションサービス利用料（以下、これらを総称して「本件料金」といいます）の支払方法および支払期日は、別紙 1 に定めるところに従うものとしします。ただし、各オプションサービスの個別規約に別段の定めがある場合には、当該個別規約の定めに従うものとしします。
4. 契約者が指定口座振込による支払いを行う場合において、契約者の支払った金額が本件料金および当社と契約者との取引に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法に

よりいずれの債務にも充当することができるものとします。

5. T-Connect 利用契約の全部または一部が、解約、解除またはその他事由のいかんを問わず終了した場合であっても、当社は、既に支払われた本件料金の払い戻しを行いません。ただし、本規約または個別規約で別段の定めがある場合は、この限りではありません。
6. T-Connect 利用契約の全部または一部が、解約、解除またはその他事由のいかんを問わず終了した場合で、当該終了した時点で、契約者が当該終了した契約に基づき、またはそれに関連して、当社またはオプションサービス提供事業者に対して債務（本件料金の支払債務を含みますが、これに限られません）を有するときには、契約者は、当該債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに当社またはオプションサービス提供事業者に対して当該債務を支払うものとします。
7. 解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず T-Connect 利用契約が終了した日から最大 3 日間は T-Connect の一部のサービスがご利用いただける状態が継続している場合があります。その場合であっても、当社は、契約が終了した日以降の T-Connect 基本利用料およびオプションサービス利用料は請求しません。

第12条（個人情報等の取扱い）

1. 当社は、T-Connect の提供にあたり取得した契約者等の個人情報を T-Connect の個人情報等の取得と利用について (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) に従い、適切に取り扱います。
2. 当社は、契約者等の個人情報を、T-Connect の個人情報等の取得と利用について (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) に定めるところにより、第三者に提供することがあり、契約者等はこれを確認のうえ、内容に同意するものとします。

第13条（知的財産権）

T-Connect を通じて契約者等に提供される情報およびコンテンツ等に関する著作権、商標権および意匠権等の知的財産権は、当社その他正当な権限者に帰属するものとし、契約者等は、当該コンテンツ等を複製、改変、頒布、譲渡、貸与または公衆送信（送信可能化を含みます）等し、またはその他の方法で当社または第三者の知的財産権を侵害してはならないものとします。

第14条（禁止行為）

1. 契約者は、T-Connect の利用に際し、自らならびに車両利用者または権限受領者をして次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 当社または第三者の権利、財産もしくはプライバシーを侵害する行為
 - (2) 当社または第三者の名誉もしくは信用を棄損する行為
 - (3) 当社に対して虚偽または不正確な事実を提供する行為
 - (4) 著しく粗野または乱暴な行為
 - (5) T-Connect の提供に従事する者の名誉、信用を棄損もしくはその性的羞恥心を害する行為
 - (6) T-Connect の提供に係る設備機器・システム等に対して過度な負担を与える行為、または当該設備機器・システム等を分解・改造等する行為
 - (7) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為
 - (8) 当社による T-Connect の提供または運営を妨害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (9) 利用車両の走行中に運転者に車載機を操作させる等、利用車両の安全運転に支障を及ぼすおそれのある態様で T-Connect を利用する行為
 - (10) 当社に対して社会通念上相当な範囲を超えて要求する行為、または要求内容が相当であっても当該要求を実現するために、自らまたは第三者を利用して、当社に対して社会通念上不相当な手段・態様（暴言、脅迫、強要、

長時間の拘束等)を用いる行為

(11)法令または公序良俗に違反する行為

(12)本規約等の定めに違反する行為

(13)その他当社が不適切と判断する行為

2. 当社は、契約者が前項各号のいずれかに違反すると判断した場合、T-Connect の全部または一部の提供を中断または停止することがあります。

第15条 (変更の届出)

1. 契約者は、氏名、住所、電話番号、クレジットカード番号その他当社への届出内容に変更があった場合、当社所定の方法に従い、速やかに当社に対して変更届出を行うものとします。
2. 第4条に定める「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID との連携を行っている契約者が「TOYOTA アカウント」に登録されている情報のうち、前項の届出事項に該当する情報について、TMC 所定の方法で「TOYOTA アカウント」の登録情報の変更届出を行ったときは、前項の届出が行われたものとして取り扱います。
3. 契約者が第1項の届出を怠ったことにより契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、当社は、一切責任を負いません。

第16条 (利用車両譲渡時等の取扱い)

1. 契約者は、第三者への譲渡または棄損・滅失等により利用車両を所有・利用等しなくなった（以下、「譲渡等の事実」といいます）場合には、直ちに当社所定の手続きにより、譲渡等の事実を当社に届け出るものとします。
2. 当社において前項の届出受付処理を行った日もしくは前項の届出が当社に到達した日から起算して5営業日目のいずれか早い日、または前項の届出の有無にかかわらず当社が譲渡等の事実を知った時点で、T-Connect 利用契約は当然に終了します。
3. 当社は、契約者のプライバシーを保護し、また、利用車両の安全を確保するため、契約者の利用車両の譲渡等の事実の有無を確認することを目的として、一般財団法人自動車検査登録情報協会の提供する自動車検査登録情報提供サービス（以下、「AIRIS」といいます）を利用できるものとします。
4. 当社が、AIRIS により契約者の利用車両について下記のいずれかに該当することを検知した場合、抹消、一時抹消あるいは変更の各登録のされた日の属する月の翌々月末日に、T-Connect 利用契約は当然に終了します。
 - (1) 利用車両について抹消登録がされたこと
 - (2) 利用車両について一時抹消登録がされたこと
 - (3) 利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方の内容が同月内に変更登録されたこと。ただし、利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方が変更登録された日の属する月の前月から翌々月末日の前日 18 時までの間に、当社に対し、第15条に基づき住所、氏名その他当社所定の項目のうちいずれかの変更届出があった場合を除く。
5. 前項に基づく T-Connect 利用契約の終了により契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、当社は、当該損害・損失等について一切の責任を負いません。
6. 契約者は、利用車両を第三者へ譲渡または貸与する等自己の直接占有から離脱させる場合、自己の責任と費用負担において、車載機または通信機に入力された契約データおよび車両データのすべてを、所定の手続きにより消去するものとします。万が一、契約者が所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わずに、車載機に入力された契約データおよび車両データが第三者に閲覧された場合または漏洩した場合であっても、当社は、一切の責任を負いません。
7. 契約者は、譲渡等の事実が発生した場合、利用車両の新たな所有者および占有者の同意がない限り、いかなる手段によっても、当該利用車両の車載機または通信機に蓄積されるデータにアクセスしてはならないものとします。

8. 契約者が第1項、第6項または第7項の定めに違反したことにより第三者に損害が発生し、または第三者との間で紛争が生じた場合には、契約者は、自己の責任と費用負担において、当該損害を賠償し、または紛争を解決するものとし、当社はこれらについて一切の責任を負いません。

第17条（契約期間）

本規約等に別段の定めがない限り、T-Connect 基本契約の契約期間は別紙 1A～F に定めるところにより、オプションサービス契約の契約期間は、各オプションサービスの個別規約に定めるところによるものとします。

第18条（T-Connect 利用契約の解約）

1. 契約者は、T-Connect 利用契約の全部または一部の解約（オプションサービス契約のみの解約も含みます）を希望する場合、解約を希望する契約を明らかにして、当社所定の手続きにより当社に解約を届け出るものとします。
2. 前項の解約届出の対象となった各 T-Connect 利用契約は、本規約等で別段の定めがない限り、次の各号に定める日に解約の効力が生じるものとします。
 - (1) T-Connect 基本契約を解約する場合：当社において解約処理を行った日または解約届出が当社に到達した日から起算して5営業日目のいずれか早い日。
 - (2) 各オプションサービス契約を解約する場合：解約届出が当社に到達した日の属する各オプションサービス契約期間の満了日。
3. 前項の定めにかかわらず、各オプションサービス契約の解約の効力発生日以前に T-Connect 基本契約が事由のいかんを問わず終了した場合には、T-Connect 基本契約の終了時点でオプションサービス契約は終了するものとします。
4. T-Connect 利用契約の解約、解除、その他事由のいかんを問わず T-Connect 利用契約が終了した場合、当社は、契約者に代わり、協業サービスまたは取次先サービス（以下、本項において「協業サービス等」といいます）の提供事業者に対して、当該契約者の利用する協業サービス等の解約の申し込み等を行うことができるものとし、契約者はあらかじめこれを承諾します。

第19条（解除事由等）

1. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、T-Connect の申し込みを承諾しないことがあります。また、申し込みの承諾後であっても、契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申し込みの承諾を取り消すことがあります。
 - (1) 本規約違反等により過去に T-Connect 利用契約を解除されたことがあることが判明した場合
 - (2) T-Connect の申し込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合
 - (3) クレジットカードが無効である場合または収納代行会社、クレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合
 - (4) 過去に本件料金の支払いを怠っていたことが判明した場合
 - (5) 申込者の居住地が日本国外であることが判明した場合
 - (6) 第23条に違反する事実が判明した場合
 - (7) その他当社が契約者として不適当と判断する場合
2. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に通知または催告することなく、T-Connect 利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) T-Connect 利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合
 - (2) T-Connect を不正に利用した場合
 - (3) T-Connect の運営を妨害した場合
 - (4) 本件料金の支払いを遅滞した場合または拒否した場合

- (5) T-Connect を 1 年以上利用していない場合
- (6) 本規約の定めに違反した場合
- (7) 第 23 条に違反する事実が判明した場合
- (8) その他当社が契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合

第20条（損害賠償等）

1. 契約者等が T-Connect の利用に関して第三者に対して損害を与えた場合、契約者等は、当該損害を賠償する責任を負い、また、当該第三者との間の紛争について、自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。
2. 契約者等が本規約等に反する行為または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は、契約者に対し、損害賠償を請求することができるものとします。なお、これにより、当社の車両利用者または権限受領者に対する損害賠償請求権の行使が妨げられるものではありません。

第21条（免責）

1. 当社は、T-Connect について、目的適合性、有用性、正確性、および完全性（動作保証、品質保証、提供情報の正確性を含みますが、これに限られません）の保証その他一切の保証をするものではなく、T-Connect の利用に関し契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、これらについて一切の責任を負いません。
2. 本規約等の他の規定にかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により、契約者等に損害が生じた場合は、その賠償額は、当社の帰責事由の原因となった各 T-Connect 利用契約の 1 年間の利用料金相当額（T-Connect 基本契約が直接の原因となった場合には、該当する T-Connect 基本契約のサービスプランの 1 年間の T-Connect 基本利用料相当額、各オプションサービス契約が直接の原因となった場合には、該当するオプションサービス契約のサービスプランの 1 年間の当該オプションサービス利用料相当額）を上限とします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由により契約者等が T-Connect の全部または一部を利用できず、これにより契約者等または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
 - (1) 契約者等が本規約等の定めに違反する行為をした場合
 - (2) 第 10 条に基づき T-Connect の提供を一時的に中断する場合、または第 7 条第 4 項に基づき T-Connect を変更もしくは終了する場合
 - (3) 車載機、通信機その他周辺機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合
 - (4) 車載機、通信機その他周辺機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
 - (5) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合
 - (6) 利用車両に取り付けた車両メーカー純正品以外の用品によって、T-Connect の一部機能が正しく作動しない場合
 - (7) 電波状況、通信回線の混雑等により、通信サービスが利用できず、または、通信速度が低下する場合
 - (8) メールを利用するサービスにおいて、当社に登録しているメールアドレスに、当社所定の方法を用いて当社所定の回数のメールを送信したにもかかわらず、いずれも不達となる場合
 - (9) My TOYOTA+またはデジタルキーアプリを利用するサービスにおいて、情報通信端末または My TOYOTA+またはデジタルキーアプリの故障、損壊、中断、不具合、変更、廃止、利用停止、終了等による場合
 - (10) My TOYOTA+またはデジタルキーアプリを利用するサービスにおいて、My TOYOTA+またはデジタルキーアプリの不具合、ID 等の失念その他事由のいかににかかわらず正常にログインができず、またはログイン状態を維持できない場合
 - (11) 相当の安全策を講じたにもかかわらず第三者による不正アクセスまたはコンピューターウイルスの混入等の不

正行為が行われた場合

(12)通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません）の障害による場合

(13)その他 T-Connect の全部または一部が利用できないことにつき、当社に帰責事由が認められない場合

第22条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、T-Connect 利用契約にかかわる契約上の地位または権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第23条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自己（契約者が法人である場合においてはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含みます）、車両利用者もしくは権限受領者または代理人もしくは媒介者（以下、「関係者」といいます）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの者と密接な関わりを有する者もしくはこれらに準じる者（以下、「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 契約者は、自己、車両利用者、権限受領者または関係者が、直接的または間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) T-Connect の利用に関する脅迫的な言動（自己、車両利用者もしくは権限受領者または関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません）または暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計または威力による当社の信用の棄損または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為

第24条（専属的合意管轄裁判所）

契約者等と当社との間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（規約の有効性）

1. 本規約等の一部の規定が無効となった場合でも、当該規定以外の規定は有効に存続するものとします。
2. 本規約等の一部の規定が一部契約者との関係で無効となり、または取り消された場合であっても、その他の契約者との関係では有効に存続するものとします。

第26条（リース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合に関する特則）

1. 株式会社 KINTO（以下、「KINTO」といいます）との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して、T-Connect 利用契約を締結する場合は、本規約の適用に関し、次の各号に定める特則が適用されます。KINTO とのリース契約に T-Connect 利用契約が付随する車両は、こちら（<https://faq.kinto-jp.com/faq/show/3583>）からご確認いただけます。
 - (1) KINTO とのリース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれますので、別途本件料金をお支払いいただく必要はありません（ただし、KINTO とのリース契約に付随しない有料オプションサービスの利用料を除きます）。
 - (2) 第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、KINTO とのリース契約期間中、当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約のみの解約を求めることはできません。当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、KINTO とのリース契約自体を解約していただく必要があります。

KINTO とのリース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかなを問わず終了した場合、T-Connect 利用契約も KINTO とのリース契約が終了した時点で当然に終了します。

2. e-Palette のリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して、T-Connect 利用契約を締結する場合は、本規約の適用に関し、次の各号に定める特則が適用されます。

- (1) e-Palette のリース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれますので、別途本件料金をお支払いいただく必要はありません（ただし、e-Palette のリース契約に付随しない有料オプションサービスの利用料を除きます）。
- (2) 第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、e-Palette のリース契約期間中、当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約のみの解約を求めることはできません。当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、e-Palette のリース契約自体を解約していただく必要があります。e-Palette のリース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかなを問わず終了した場合、T-Connect 利用契約も e-Palette のリース契約が終了した時点で当然に終了します。

第 27 条（法人管理契約者に関する特則）

法人管理契約（本条第 1 号の細分③に定義します）を締結する契約者については、本規約の適用に関し、次の各号に規定する特則が適用されます。

- (1) 本条および対応する別紙において、次の各号の細分に定める用語は、それぞれ当該各号の細分に定める意味で使用されるものとします。
 - ① リース店：TMC がトヨタブランドの車両リースを許諾したリース契約店をいいます（KINTO、e-Palette のリース会社を除きます）。
 - ② リース車両：リース店が提供し、契約者とリース店の間で法人リース契約が成立しているトヨタブランドの車両をいいます（KINTO、e-Palette のリース契約車両を除きます）。
 - ③ 法人管理契約：リース車両に対する T-Connect 利用契約の申し込みを簡略化することを目的に、必要事項を定めた T-Connect 法人管理契約約款（リース契約用）に基づき、TC および契約者との間で成立する契約をいいます（2023 年 10 月 31 日以前に締結された法人管理契約を除きます）。
 - ④ 法人サイト：法人管理契約の契約者向けの専用ウェブサイトをいいます。
- (2) 法人管理契約の契約者の場合、本件料金は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該法人リース契約の利用料に含まれますので、別途本件料金をお支払いいただく必要はありません。
- (3) 法人管理契約の契約者の「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID は、第 4 条第 5 項の規定にかかわらず、T-Connect 利用契約が成立した時点で自動連携されます。
- (4) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかなを問わず終了した場合、T-Connect 利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

（付則）2025 年 6 月 23 日改定

【お問い合わせ先】

- (1) T-Connect に関するお問い合わせ

【T-Connect サポートセンター】

TEL：0800-500-6200 受付時間：9:00～18:00 年中無休

- (2) マップオンデマンドに関するお問い合わせ

【マップオンデマンド・サポートデスク】

TEL：0561-57-6814 受付時間：9:00～18:00 年中無休

<別紙1> T-Connect 基本サービスの種類/契約期間/契約更新/対価/対価の支払時期および方法

(1) T-Connect のサービス

T-Connect に含まれる主なサービスはこちらです。利用可能なサービスは、利用車両、車載機の種類等により異なります。利用車両別の利用可能なサービスについては、こちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。各サービスの詳細な内容は、こちら (<https://toyota.jp/tconnectservice/service/>) からご確認ください。

サービス提供主体	基本サービス	オプションサービス
TC が提供するサービス (TC 提供サービス)	・ ヘルプネット ・ リモートメンテナンスメール ・ オペレーターサービス (*3) ・ Apps ・ FC システム遠隔見守りサービス ・ マイカー始動ロック ・ マイカーサーチ (*1) ・ e ケア (*2) ・ リモートエアコン (*4) ・ エージェント ・ CD タイトル情報取得	・ オペレーターサービス ・ オペレーターサービス Plus ・ 車内 Wi-Fi ・ マイカーサーチ Plus ・ リモートスタート (アプリ)
TMC が提供するサービス (TMC 提供サービス)	・ マップオンデマンド ・ ハイブリッドナビ ・ ルート検索(プローブ情報付) ・ ソフトウェアアップデート	・ 運転支援アップデート トヨタセーフティセンス最新化2 (*5)
TC および TMC が共同で提供するサービス (TC/TMC 提供サービス)	なし	・ コネクティッドナビ ・ デジタルキー ・ 運転支援アップデート トヨタセーフティセンス最新化1 ・ 運転支援アップデート トヨタセーフティセンス最新化2

- *1 一部車両においては、マイカーSecurity のサービス名称で提供されます。
- *2 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。
- *3 一部車両においては、オペレーターサービスの名称でオプションサービスとして提供されます。
- *4 一部車両においては、リモートスタート (アプリ) 利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。
- *5 KINTO が提供する KINTO Unlimited サービス対象車両 (<https://kinto-jp.com/unlimited/>) においては、TMC 提供サービスとして提供されます。

(2) T-Connect 基本サービスのプラン

T-Connect 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。

T-Connect 基本サービスのプラン内容は、利用車両、車載機の種類等により異なります。利用車両別の T-Connect 基本サービスのプラン内容については、こちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。

プラン名称	適用される別表
T-Connect (携帯接続)	別表 1A
T-Connect DCM パッケージ	別表 1B
T-Connect DCM 単体 / T-Connect DCM 単体/携帯接続	別表 1C
T-Connect for CROWN	別表 1D
T-Connect エントリー / T-Connect スタンダード	別表 1E
T-Connect エントリー (22) / T-Connect スタンダード (22)	別表 1F

(3) T-Connect 基本サービスの契約期間

T-Connect 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。

(4) T-Connect 基本サービスの利用料

T-Connect 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。

なお、T-Connect 基本サービスの利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス (個別のアプリ、トヨタコネクティッドカー保険、ロードアシスト 24 等。以下、あわせて「車載機専用アプリ等」といいます) の利用料は含まれておらず、別途利用料や保険料の支払いが必要となります (無料期間内であっても同様です)。利用料はサービスやコンテンツごとに異なりますので各サービスやコンテンツのサイトにてご確認ください。

車載機専用アプリ等の利用料は、車載機専用アプリ提供事業者に代わり、当社が契約者に請求する場合があります。

(5) 支払方法

T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は、下記のうち、契約者が選択し TC が承認したいいずれかの方法によるものとします。

- 選択可能な支払方法はサービスプラン・お申し込み方法により異なります。
- T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は同一である必要があります。
- クレジットカード以外の支払方法を選択された場合、車載機専用アプリ、協業サービス、取次先サービスおよび月払いのオプションサービスを購入できない場合があります。
また、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービスにおいてクレジットカードによる支払いを選択された場合、T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法はクレジットカードでの支払いに変更されます。
- 選択した支払方法にかかわらず、クレジットカードによる支払いができない等の事情により、当社が契約者に対し指定口座振込による支払いを求めた場合、契約者は、当社の発行する振込依頼書に記載された内容および支払期日に従い、指定口座への現金振込により支払うものとします。
- 一部のサービスプランにおいては、選択した支払方法を当社所定の手続きにより変更することが可能です。
- TOYOTA Wallet (TS CUBIC) または TOYOTA Wallet (Wallet QR) による支払いを選択され、TOYOTA Wallet アプリ内での所定の決済手続きをしていない場合は、T-Connect (有料オプションサービスを含みます) の利用申し込み (あるいは支払方法の変更の申し出) の手続きは完了しません。
- 支払方法を変更できるプランで、月払いから年払いまたは年払いから月払いへ変更した場合、効力発生日は所定の変更手続きを行った日の属する月の翌月 1 日です。

契約者とクレジットカード会社、収納代行会社等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、当社は一切の責任を負いません。

クレジットカード	当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。
----------	--

	当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合または契約者が当該クレジットカード資格を失った場合、当社は当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあり、前者の場合、契約者は、当該更新または変更がなされたクレジットカードにより継続して T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料を支払うことをあらかじめ同意するものとします。
預金口座振替（口座引落し） （以下、「預金口座振替」といいます）	一部の T-Connect 基本サービスおよびオプションサービスにおいて、当社所定の申し込みを行うことにより、口座振替依頼書または自動払込利用申込書に記載された内容に従い、預金口座振替による支払いができるものとします。 当社は契約者に事前の案内（請求書または利用明細の送付等）を行わないものとし、契約者はこれを承諾します。また、当月の引き落としにかかる T-Connect 基本利用料およびオプション利用料の合計が 2,000 円未満の場合は、別途 110 円（消費税込み）の手数料を請求します。
指定口座振込	一部の T-Connect 基本サービスおよびオプションサービスにおいて、契約者が法人であり、かつ、当社所定の申し込みを行い当社がこれを認めた場合、当社が発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振り込みによる支払いができるものとします。
TOYOTA Wallet(TS CUBIC)	トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供するスマートフォンアプリ決済サービスにより、トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づき支払うものとします。TOYOTA Wallet (TS CUBIC) に登録されているクレジットカード会社からのご請求は、お客様とクレジットカード会社との約定に基づきますので、クレジットカード会社へお問い合わせください。
TOYOTA Wallet(Wallet QR)	トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供するスマートフォンアプリ決済サービスにより、トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づき支払うものとします。

(6) 支払期日

T-Connect 基本利用料およびオプションサービス利用料の締め日（TOYOTA Wallet (Wallet QR) を除く）は、当月末日です。支払期日は、支払方法により異なります。

クレジットカード	クレジットカード会社からのご請求は、各クレジットカード会社との約定に基づきます。ご利用のクレジットカード会社へお問い合わせください。
預金口座振替	利用開始操作日（継続の場合は無料期間満了日の翌日）の属する月の翌々月 23 日となります。ただし、当該金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。
指定口座振込	請求書記載の期日までにお振込みください。
TOYOTA Wallet(TS CUBIC)	トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づきます。トヨタファイナンシャルサービス株式会社へお問い合わせください。
TOYOTA Wallet(Wallet QR)	サービス利用契約の申込手続きが完了した時点において、即時、サービス利用料の決済が完了します。

【別表 1A】

■T-Connect（携帯接続）

(1) 動作確認済の携帯電話に接続した T-Connect 対応ナビで、携帯電話の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - オペレーターサービス - Apps	- エージェント - CD タイトル情報取得 - マップオンデマンド - T ルート検索（プローブ情報付）
	オプションサービス	なし	
契約期間	定めなし		
利用料（消費税込み）	無料		
選択可能な支払方法	選択不要		

【別表 1B】

■T-Connect DCM パッケージ

(1) T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合のうち、初年度無料の T-Connect DCM パッケージの場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - オペレーターサービス - Apps - マップオンデマンド - ハイブリッドナビ	- マイカーSecurity - e ケア - エージェント - CD タイトル情報取得 - T ルート検索（プローブ情報付）
	オプションサービス	なし	
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 12 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 標準装備・メーカーオプションナビと DCM が設置された車両における契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 12 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。 販売店装着オプションナビと DCM が設置された車両における契約期間は、契約成立日から DCM 初回装着日の属する月の翌日より 12 ヶ月間（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間のどの時点で利用開始手続きをしても、無料期間の満了日は変わりません。 無料期間内に解約、解除等により契約が終了した（以下、「解約等」といいます）場合には、解約等の時点で当該無料期間は終了し、次からは初年度中の再契約（有料）となります。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに基本サービスの継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。		
	【初年度中に T-Connect 基本契約を再契約する場合】 初年度中の再契約とは、無料期間内に T-Connect 基本契約を解約等した後、同期間内に改めて契約する場合をいいます。初年度中の再契約における契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 初年度中の再契約による T-Connect 基本契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。		
	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 12 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料	
	初年度中に T-Connect 基本契約を再契約する場合	13,200 円／年	
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	13,200 円／年	
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込		

(2) MIRAI（2014 年 11 月～2020 年 12 月モデル）、プリウス PHV（2017 年 2 月～2019 年 5 月モデル 標準装備ナビ、2019 年 5 月～2021 年 6 月モデル）、アルファード・ヴェルファイア（2017 年 12 月～2019 年 12 月モデル）、センチュリー（2018 年 6 月～2021 年 5 月モデル）、カローラスポーツ（2018 年 6 月～2019 年 9 月モデル）、プリウス（2018 年 12 月～2021 年 6 月モデル）、RAV4（2019 年 4 月～2020 年 8 月モデル）で T-Connect 対応ナビを装着した状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - オペレーターサービス - Apps - FC システム遠隔見守りサービス（※1） - ハイブリッドナビ	- マイカーSecurity - e ケア - エージェント - CD タイトル情報取得 - マップオンデマンド - T ルート検索（プローブ情報付）
	オプションサービス	なし	
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。ただし、MIRAI の場合は、DCM 装着日の翌月より 36 ヶ月間までです。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。		

	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	13,200 円／年
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込	

*1 MIRAI（2014 年 11 月～2020 年 12 月モデル）で T-Connect を利用する場合に限って利用できます。

【別表 1C】

■T-Connect DCM 単体

- (1) アルファード・ヴェルファイア（2017 年 12 月～2019 年 12 月モデル）、カローラスポーツ（2018 年 6 月～2019 年 9 月モデル）、プリウス（2018 年 12 月～2021 年 6 月モデル）、RAV4（2019 年 4 月～2020 年 8 月モデル）、プリウス PHV（2019 年 5 月～2021 年 6 月モデル）で 2018 年モデル T-Connect 対応ナビを非装着の状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール	- マイカーSecurity - eケア
	オプションサービス	なし	
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。 【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	6,600 円／年	
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込		

■T-Connect DCM 単体／携帯接続

- (1) アルファード・ヴェルファイア（2017 年 12 月～2019 年 12 月モデル）、カローラスポーツ（2018 年 6 月～2019 年 9 月モデル）、プリウス（2018 年 12 月～2021 年 6 月モデル）、RAV4（2019 年 4 月～2020 年 8 月モデル）、プリウス PHV（2019 年 5 月～2021 年 6 月モデル）で、2017 年秋地図版が当初から装着されている 2016 年モデルナビ（ただし、春地図版から秋地図版に更新した場合は除外）を装着の状態で、DCM もしくは携帯電話の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - オペレーターサービス（＊1） - Apps（＊1） - マップオンデマンド（＊1）	- マイカーSecurity - eケア - エージェント（＊1） - CDタイトル情報取得（＊1） - Tルート検索（プローブ情報付）（＊1）
	オプションサービス	なし	
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 無料期間満了後も引き続き T-Connect を利用するためには、契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。		
	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。		

利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにT-Connect基本契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合	6,600円／年
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込	

*1 携帯接続（動作確認済の携帯電話に接続したT-Connect対応ナビで、携帯電話の通信を利用してT-Connectを利用する場合）に限って利用できます。

【別表1D】

■T-Connect for CROWN

(1) クラウン（2018年6月～2022年7月モデル）で、DCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - オペレーターサービス - Apps - マップオンデマンド - Tルート検索（プローブ情報付）	- マイカーSecurity - eケア - エージェント - CDタイトル情報取得 - ハイブリッドナビ
	オプションサービス	リモートスタート（アプリ）（*1）	
契約期間	【車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにT-Connect基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにT-Connect基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。		
	【無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日からT-Connect基本契約の契約成立日の属する月を初月とした12ヵ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1年間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにT-Connect基本契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにT-Connect基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1年間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにT-Connect基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合	17,315円／年	
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）		

*1 クラウン（2020年5月～2022年7月モデル）に限って利用できます。

【別表1E】

■T-Connect エントリー

(1) DCMとディスプレイオーディオが標準装備された2019年9月以降発売の車両で、エントリーナビキットを装着またはナビキット非装着の状態で、DCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - リモートエアコン（*1）	- マイカーサーチ - eケア - ソフトウェアアップデート
	オプションサービス	マイカーサーチ plus	リモートスタート（アプリ）
契約期間	【車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日までにT-Connect基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにT-Connect基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。		
	【無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした12ヵ月目の末日まで（年払いの場合）、または、当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1年間（年払いの場合）または1ヵ月間（月払いの場合）です。 ①②いずれの場合も、T-Connect基本契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにT-Connect基本契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにT-Connect基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1年間（年払いの場合）または1ヵ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日までにT-Connect基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合	年払い	3,630円／年
		月払い	330円／月

選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet (TS CUBIC)		
*1 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。			
(2) 第 27 条に定める法人管理契約を締結し、DCM とディスプレイオーディオが標準装備された 2019 年 9 月以降発売の車両を利用車両として、エントリーナビキットを装着またはナビキット非装着の状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合			
利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - リモートエアコン（※1）	
	オプションサービス	マイカーサーチ plus	
		- マイカーサーチ - e ケア - ソフトウェアアップデート	リモートスタート（アプリ）
契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点で T-Connect 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めて T-Connect 利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。		
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

■T-Connect スタндарт

(1) DCMとディスプレイオーディオが標準装備された2019年9月以降発売の車両に、T-Connect ナビキットを装着した状態で、DCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - Apps - FCシステム遠隔見守りサービス - ハイブリッドナビ - ソフトウェアアップデート	- マイカーサーチ - eケア - リモートエアコン（*1） - CDタイトル情報取得 - マップオンデマンド - Tルート検索（プローブ情報付）
	オプションサービス	- マイカーサーチ plus - オペレーターサービス Plus	- オペレーターサービス - リモートスタート（アプリ）（*1）
契約期間	【車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日までにT-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにT-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。 【無料期間満了日の翌日以降にT-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にT-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした12ヵ月目の末日まで（年払いの場合）、または、当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もT-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1年間（年払いの場合）または1ヵ月間（月払いの場合）です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにT-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにT-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1年間（年払いの場合）または1ヵ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日までにT-Connect 基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降にT-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect 基本契約を継続する場合	年払い	3,630円／年
		月払い	330円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet (TS CUBIC)		

*1 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

(2) 第27条に定める法人管理契約を締結し、DCMとディスプレイオーディオが標準装備された2019年9月以降発売の車両を利用車両として、T-Connect ナビキットを装着した状態で、DCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - Apps - FCシステム遠隔見守りサービス - ハイブリッドナビ - ソフトウェアアップデート	- マイカーサーチ - eケア - リモートエアコン（*1） - CDタイトル情報取得 - マップオンデマンド - Tルート検索（プローブ情報付）
	オプションサービス	- マイカーサーチ plus - オペレーターサービス Plus	- オペレーターサービス - リモートスタート（アプリ）（*1）
契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でT-Connect 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてT-Connect 利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。		
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

【別表 1F】

■T-Connect エントリー (22)

(1) 2022 年 1 月以降発売の車両で、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を非装着の状態、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - ソフトウェアアップデート	- マイカーサーチ - e ケア（※1） - リモートエアコン（※2）
	オプションサービス	- リモートスタート（アプリ） - 運転支援アップデート - トヨタセーフティセンス最新化 1	- デジタルキー - 運転支援アップデート - トヨタセーフティセンス最新化 2
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。 【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合		無料
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合		330 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）		

※1 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。

※2 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

(2) 第 27 条に定める法人管理契約を締結し、2022 年 1 月以降発売の車両を利用車両として、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を非装着の状態、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - ソフトウェアアップデート	- マイカーサーチ - e ケア（※1） - リモートエアコン（※2）
	オプションサービス	- リモートスタート（アプリ） - 運転支援アップデート - トヨタセーフティセンス最新化 1	- デジタルキー - 運転支援アップデート - トヨタセーフティセンス最新化 2
契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点で T-Connect 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めて T-Connect 利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。		
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

※1 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。

※2 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

■T-Connect スタンダード (22)

(1) 2022 年 1 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両で、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を装着した状態で DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - ソフトウェアアップデート	- マイカーサーチ - e ケア（※1） - リモートエアコン（※2） - マイカー始動ロック（※3）
	オプションサービス	- オペレーターサービス - 車内 Wi-Fi - デジタルキー - 運転支援アップデート - トヨタセーフティセンス最新化 1	- リモートスタート（アプリ） - コネクティッドナビ - 運転支援アップデート - トヨタセーフティセンス最新化 2
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。 【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】		

	①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	330 円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC)	

*1 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。

*2 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

*3 ランドクルーザー “300”（2025 年 3 月～モデル）に限って利用できます。

(2) bZ4X を利用車両として、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

※KINTO との間でリース契約を締結した場合は、T-Connect 利用規約第 26 条第 1 項が適用されます。

※法人管理契約を締結した場合は、T-Connect 利用規約第 27 条が適用されます。

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - ソフトウェアアップデート	- マイカーサーチ - eケア - リモートエアコン（＊1）
	オプションサービス	- オペレーターサービス - 車内 Wi-Fi	- コネクティッドナビ - デジタルキー
契約期間	【車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。		
	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	330 円／月	
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）		

*1 リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

(3) T-Connect 利用規約第 26 条第 1 項に定める KINTO との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して T-Connect スタンダード（22）を締結し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - ソフトウェアアップデート	- マイカーサーチ - e ケア（*1） - リモートエアコン（*2） - マイカー始動ロック（*3）
	オプションサービス	- オペレーターサービス - 車内 Wi-Fi - デジタルキー - 運転支援アップデート - トヨタセーフティセンス最新化 1	- リモートスタート（アプリ） - コネクティッドナビ - 運転支援アップデート - トヨタセーフティセンス最新化 2（*4）
契約期間	契約期間は、契約者と KINTO との間で締結されるリース契約の契約期間をいいます。 リース契約が終了した場合、T-Connect 利用規約も当該リース契約が終了した時点で当然に終了します。		
利用料（消費税込み）	リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

*1 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。

*2 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

*3 ランドクルーザー “300”（2025 年 3 月～モデル）に限って利用できます。

*4 KINTO が提供する KINTO Unlimited サービス対象車両（<https://kinto-jp.com/unlimited/>）においては、TMC 提供サービスとして提供されます。

(4) T-Connect 利用規約第 26 条第 2 項に定める e-Palette のリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して T-Connect スタンダード（22）を締結し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール	- eケア（※1） - エージェント
	オプションサービス	車内 Wi-Fi	コネクティッドナビ
契約期間	契約期間は、e-Palette のリース契約の契約期間をいいます。 リース契約が終了した場合、T-Connect 利用契約も当該リース契約が終了した時点で当然に終了します。		
利用料（消費税込み）	リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

※1 eケアのうち、走行アドバイスのみ提供されます。

(5) 第 27 条に定める法人管理契約を締結し、2022 年 1 月以降発売の車両を利用車両として、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を装着し DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - ソフトウェアアップデート	- マイカーサーチ - eケア（※1） - リモートエアコン（※2） - マイカー始動ロック（※3）
	オプションサービス	- オペレーターサービス - デジタルキー - リモートスタート（アプリ） - コネクティッドナビ	- 運転支援アップデート トヨタセーフティセンス最新化 1 - 運転支援アップデート トヨタセーフティセンス最新化 2
契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点で T-Connect 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めて T-Connect 利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。		
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

※1 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。

※2 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

※3 ランドクルーザー “300”（2025 年 3 月～モデル）に限って利用できます。

<別紙2> T-Connect 基本サービスの種類およびサービス内容

■ヘルプネット

(1) サービスの内容

ヘルプネットは、緊急事態発生時、専門のオペレーターが関係機関等への通報を行うサービスです。詳細はこちら (<https://toyota.jp/tconnectservice/service/helpnet.html>) からご確認ください。

ヘルプネットは、契約者および車両利用者が利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

ヘルプネットに関するご説明書が適用されます。必ずご確認ください。

<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>

■マイカーSecurity

マイカーSecurityは、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、マイカーサーチ plus 利用規約に規定されるサービスと同等の内容が、マイカーSecurityの名称にて提供されるサービスです。マイカーSecurityの利用にあたっては、マイカーサーチ plus 利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、マイカーサーチ plus 利用規約をご確認ください。

■オペレーターサービス

オペレーターサービスは、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、下記の利用規約に規定されるサービスと同等の内容が、オペレーターサービスの名称にて提供されるサービスです。オペレーターサービスの利用にあたっては、下記の利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、下記の利用規約をご確認ください。

サービスプラン	適用される利用規約
T-Connect (携帯接続) T-Connect DCM 単体/携帯接続 T-Connect DCM パッケージ	オペレーターサービス利用規約
T-Connect for CROWN	オペレーターサービス Plus 利用規約

■リモートエアコン

リモートエアコンは、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、リモートスタート (アプリ) 利用規約に規定されるサービスと同等の内容が、リモートエアコンの名称にて提供されるサービスです。リモートエアコンの利用にあたっては、リモートスタート (アプリ) 利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、リモートスタート (アプリ) 利用規約をご確認ください。

■マイカーサーチ

マイカーサーチは、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、マイカーサーチ Plus 利用規約に規定されるサービスのうち一部サービスが、マイカーサーチの名称にて提供されるサービスです。詳細はこちら (<https://toyota.jp/tconnectservice/service/mycarsearch22.html>) をご確認ください。マイカーサーチの利用にあたっては、マイカーサーチ plus 利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、マイカーサーチ plus 利用規約をご確認ください。

■Apps

(1) サービスの内容

Apps は車載機専用アプリを提供するサービスです。詳細はこちら (<https://tconnect.jp/appcatalog/app/index.html>) からご確認ください。

Apps は契約者が利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

Apps は日本国内でのみ利用できます。

<車載機専用アプリ>

- ① Apps 上において、TC 以外の車載機専用アプリ提供事業者も車載機専用アプリ提供事業者サービス (車載機専用アプリ提供事業者が提供するアプリケーションおよびコンテンツ等のサービス) を提供します。車載機専用アプリ提供事業者サービスは、T-Connect 利用規約にいう「車載機専用アプリ」に含まれます。車載機専用アプリ提供事業者サービスは、車載機専用アプリ提供事業者契約 (車載機専用アプリ提供事業者と契約者との間の車載機専用アプリの利用に関する契約) に従って提供されます。詳細は下記に定めるとおりとします。
- ② 車載機専用アプリ提供事業者サービスについて、TC は、取引を行うための場の提供および取引の機会のみを提供するものとし、これに関する車載機専用アプリ提供事業者契約は、契約者と車載機専用アプリ提供事業者との間で直接成立します。TC は、車載機専用アプリ提供事業者サービスについて車載機専用アプリ提供事業者契約の当事者とはならず、当該サービスについて一切の責任を負いません。
- ③ 車載機専用アプリ提供事業者サービスについて、TC は動作保証・品質保証その他一切の責任を負うものではなく、車載機専用アプリ提供事業者サービスまたはその利用に関して契約者に損害等が発生した場合であっても、TC は一切の責任を負いません。
- ④ 車載機専用アプリ提供事業者サービスの取引に関する条件は、当該車載機専用アプリに関する車載機専用アプリ提供事業者契約に従うものとします。ただし、T-Connect 利用規約において定めがある場合、契約者は、車載機専用アプリ提供事業者契約とは別に、当該定めにも従って車載機専用アプリ提供事業者サービスを利用するものとします。
- ⑤ 車載機専用アプリ提供事業者サービスは、契約者への通知なく、変更、追加または廃止されることがあります。当該変更、追加または廃止により契約者に生じた損失、損害等について、TC は一切の責任を負いません。

<外部サービス>

- ① TC または第三者により、外部サービス (Apps の全部または一部と連携するアプリケーションおよびコンテンツ等で、Apps 以外のサービス) が提供される場合があります。外部サービスの内容および利用条件等は、外部サービス提供者 (外部サービスを提供する者) が別に定めるところによります。
- ② 契約者が TC 以外の第三者の提供する外部サービスを利用する場合は、当該外部サービス契約 (外部サービスに関する契約) は、契約者と当該外部サービス提供者との間で直接成立するものであり、TC は、当該外部サービス契約の当事者とはならず、外部サービスについて一切の責任を負いません。
- ③ 外部サービスについて、TC は動作保証・品質保証その他一切の責任を負うものではなく、外部サービスまたはその利用に関して契約者に損失、損害等が発生した場合であっても、TC は一切の責任を負いません。
- ④ 外部サービス連携機能を TC が提供する場合、当該外部サービス連携機能 (外部サービスは含みません) は Apps の一部を構成し、T-Connect 利用規約が適用されます。外部サービス連携機能を車載機専用アプリ提供事業者が提供する場合、当該外部サービス連携機能 (外部サービスは含みません) は車載機専用アプリ提供事業者サービスの一部を構成し、前条に従うものとします。

- ⑤ 外部サービス提供者の判断により、契約者への通知なく、外部サービス連携機能が制限され、または利用できなくなることがあります。当該制限または利用不能により契約者に生じた損失、損害等について、TCは一切の責任を負いません。

<有償サービス>

- ① Appsに関する利用料金はT-Connect 基本利用料（本規約第11条）に含まれます。ただし、車載機専用アプリ提供事業者サービスと外部サービスの一部利用にあたって別途料金が必要となるサービス（以下、「有償サービス」といいます）があります。
- ② 有償サービスの利用を希望する契約者は、TCが別途定めた場合を除き、TCまたは車載機専用アプリ提供事業者が定める有償サービスの対価（以下、「有償サービス利用料」といいます）を支払う必要があります。有償サービス利用料の額については各有償サービスの購入ページ（リンク先を含みます）上に表示されます。
- ③ 有償サービス利用料の支払方法は、クレジットカードによる支払いのみとなります。支払いに関する利用条件等は、本規約第11条に定めるところによります。

契約者とTC以外の車載機専用アプリ提供事業者または外部サービス提供者等の第三者との間で紛争が生じた場合は、契約者と当該第三者との間で解決するものとし、契約者はTCに請求または苦情を申し立てないものとします。

契約者は、Appsを通じて入手した情報を、自己の車載機に利用する契約者の私的利用の範囲内において利用することができます。

■FCシステム遠隔見守りサービス

(1) サービスの内容

FCシステム遠隔見守りサービスは、カーライフに役立つ所定の情報を提供するサービスです。

FCシステム遠隔見守りサービスは、契約者が利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

FCシステム遠隔見守りサービスにおいては、車両データをセンターが取得し、当該車両データを契約者と担当する販売店へ通知し、車両のメンテナンス等の案内を行います。なお、提供内容や設定項目等は対象車両の種類やグレード、装着オプションによって異なります。

■マイカー始動ロック

(1) サービスの内容

マイカー始動ロックは、My TOYOTA+の操作で、離れた場所から利用車両に対し車両始動の禁止設定や設定解除ができるサービスです。

マイカー始動ロックは、契約者のみが利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

- ① プライバシー保護およびセキュリティ管理のため、マイカー始動ロックの利用にあたって、T-Connectの申し込み時に付与されたIDおよびパスワード、または契約者本人を特定できる情報をもって、マイカー始動ロックを利用しようとする者が契約者であることをTCが確認できない場合には、マイカー始動ロックを提供できません。
- ② マイカー始動ロックを利用するためには、My TOYOTA+のダウンロードが必要です。お持ちのスマートフォンにMy TOYOTA+をダウンロードしてください。なお、My TOYOTA+に対応するスマートフォンは、Google PlayまたはApp Storeの対応機種情報をご確認ください。
- ③ マイカー始動ロックには、それぞれ所定の作動条件があります。詳しくは本規約の定めに加え、My TOYOTA+のヘルプをご確認ください。
- ④ 契約者は、マイカー始動ロックの利用にあたって、My TOYOTA+上に記載される利用方法その他の留意事項を遵守するものとします。
- ⑤ マイカー始動ロックを利用するには、TC所定の方法により、My TOYOTA+上でマイカー始動ロックの解除用暗証番号（以下、「暗証番号」といいます）を設定することが必要です。契約者は、自ら責任をもって暗証番号を管理するものとし、暗証番号を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
- ⑥ マイカー始動ロックには、以下のサービスが含まれます。
 - (i) マイカー始動ロックのロック設定
契約者は、TC所定の方法によりMy TOYOTA+上でマイカー始動ロックのロック設定操作を行うことにより、即時にまたは設定した予約スケジュール開始時間に、利用車両の始動を行えない状態に設定することができます（起動に数秒から数分程度の誤差が生じる場合があります）。ただし、マイカー始動ロックのロック設定起動時に第7号の条件を満たしていない場合は設定待機状態となり、第7号の条件が成立した後に設定されます。
 - (ii) マイカー始動ロックのロック設定解除
契約者は、TC所定の方法によりMy TOYOTA+上でマイカー始動ロックのロック設定解除操作を行うことにより、即時にまたは設定した予約スケジュール終了時間に、利用車両のマイカー始動ロックのロック設定を解除することができます。ただし、通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません）の障害等TC所定の状況に該当する場合には、マイカー始動ロックのロック設定解除ができないことがあります。その場合には、TC所定の方法により、利用車両の車載機に、前号に定める暗証番号を入力し、マイカー始動ロックのロック設定解除操作を行うことにより、マイカー始動ロックのロック設定を解除できます。ただし、誤った暗証番号をTC所定の回数入力した場合には、車載機による解除ができません。また、T-Connect基本契約終了時点でマイカー始動ロックのロック設定が作動していた場合、契約終了による自動でのマイカー始動ロックのロック設定解除は行われません。T-Connect基本契約終了前に、マイカー始動ロックのロック設定（予約スケジュール設定を含みます）を解除してください。
- ⑦ マイカー始動ロックのロック設定が作動するには、利用車両が、以下に定める条件のうち、いずれか1つを満たす必要があります。
 - (i) マイカー始動ロックのロック設定が作動しておらず、かつ、盗難発生警報装置が作動していること
 - (ii) マイカー始動ロックのロック設定が作動しておらず、かつ、最後に停車（ACC-OFF）されてから60分以上が経過していること
- ⑧ 通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません）の障害等TC所定の状況に該当する場合には、前号に規定する条件を満たしていても、マイカー始動ロックのロック設定が正しく作動せず、またはマイカー始動ロックのロック設定の作動に時間がかかることがあります。
- ⑨ 前号に該当しマイカー始動ロックのロック設定が作動しなかった場合には、第6号(i)の各設定要求（設定待機状態を含みます）は破棄され、設定待機状態にはなりません。
- ⑩ 契約者が行ったマイカー始動ロックのロック設定操作の結果、利用車両のマイカー始動ロックのロック設定が作動したか否かについて、契約者のメールまたはMy TOYOTA+に通知されます。なお、利用車両や情報通信端末の使用環境等の事情により通信状態が不良である場合には、当該結果通知に遅延が生じる場合があります。
- ⑪ マイカー始動ロックのロック設定は、車両始動を禁止することで車両盗難を抑制するものであり、車両盗難を完全に防止するものではありません。マイカー始動ロックのロック設定の作動に関わらず、利用車両に生じた盗難、破損、損害等について、TCは、契約者に対して一切の責任を負いません。

- ⑫ マイカー始動ロックのロック設定またはロック設定の解除が、本規約に定める作動条件に該当せず、正しく作動せずまたは作動に時間を要したことにより、利用車両に盗難、破損、損害等が発生した場合であっても、TC は、契約者に対して一切の責任を負いません。
- ⑬ マイカー始動ロックの暗証番号を失念し、あるいは誤った暗証番号を所定回数入力したことによりマイカー始動ロックが作動しなかった場合であっても、TC は契約者に対して一切の責任を負いません。
- ⑭ マイカー始動ロックの暗証番号を紛失しあるいは第三者に知られたことによる、車両の盗難や、作動に時間を要することを含む、いかなる損害に対しても TC は一切の責任を負いません。
- ⑮ 個人情報等の取扱い
マイカー始動ロックの利用については、T-Connect の個人情報等の取得と利用について第 16 条の特則が適用されます。
<https://toyota.jp/tconnectservice/tc/terms/>

■その他のサービス

- (1) エージェント
音声対話システムに接続し、話しかけるだけで目的地の検索・設定、ニュースや天気等の情報検索ができるほか、パワーウィンドウ等車両機能の音声認識操作ができるサービス。
- (2) リモートメンテナンスメール
利用車両の走行距離・利用期間等に応じて、定期点検やエンジンオイル交換等のご案内、イベントの情報を販売店からお知らせするサービス。
- (3) e ケア
警告灯点灯時に、利用車両から発信される情報をもとに適切なアドバイスを行う「走行アドバイス」と、利用車両の状態やメンテナンス情報を確認できる「ヘルスチェックレポート」等のサービス。なお、利用車両によっては、「コネクティッドカーケア」の名称にて、本サービスが提供される場合があります。
- (4) CD タイトル情報取得
車載機に収録されていない CD のタイトル等の情報を、通信で取得するサービス。
- (5) マップオンデマンド
エンジン始動時や目的地検索時に自動で通信を行い、新しい道路の情報をダウンロードし車載機の地図情報を更新するサービス。
- (6) ハイブリッドナビ
走行状況に関するデータおよび外部情報を組み合わせた膨大なデータを用いて、TMC が保有する地図データの中から最適なルートを探検し、車載機に配信するサービス。
- (7) T ルート検索（プローブ情報付）
独自の交通情報により目的地までの道路状況を予測し、最適なルートを探検するサービス。
- (8) ソフトウェアアップデート
DCM による無線通信で、車載機および車両のソフトウェアアップデートを実施するサービス。アップデート内容は利用車両によって異なります。

DCM 通信サービスに関する重要事項説明書

本説明書は、以下のサービスプランのいずれかを申し込む契約者のみご確認ください。

「T-Connect DCM パッケージ」「T-Connect DCM 単体」

「T-Connect DCM 単体/携帯接続」「T-Connect for CROWN」（2018 年 6 月～2020 年 4 月モデル）

「T-Connect エントリー（22）」「T-Connect スタンダード（22）」

T-Connect は、KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます）の通信回線による専用通信モジュール（DCM）を利用したデータ通信および音声通話のサービスです。

（車載機での設定により、スマートフォン等でのテザリングによる通信も可能です）

T-Connect のオプションサービスである車内 Wi-Fi をご契約の場合、上記サービスに加え、Wi-Fi によるインターネット接続のサービスが提供されます。

本説明書は、DCM による通信サービスに関する重要なお知らせです。十分にご確認ください。

なお、本説明書で使用する用語は、本説明書で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約で定義された意味を有するものとします。

電気通信事業者の名称		トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます） 届出番号（電気通信事業者）：第 C-12-00850 号
電気通信事業者の連絡先		【T-Connect サポートセンター】 TEL：0800-500-6200 受付時間：9:00～18:00 年中無休
業務受託者の名称・連絡先		T-Connect ご利用申込書、お申込時に送付する電子メール、またはお申込時にお渡しする販売員名刺に記載していますのでそちらをご確認ください。
主 要 な 電 気 通 信 役 務 の 内 容 等	サービス名称	T-Connect
	種類	仮想移動電気通信サービス（MVNO サービス）
	品質	- DCM の通信方式は、KDDI の LTE 対応の au 携帯電話の通信方式と同一です。 - 回線の状況や契約者のご利用場所等により、通信速度が大幅に低下する場合や、通信自体がご利用いただけなくなる場合があります（DCM による通信はベストエフォート方式を採用しています）。 - T-Connect はデータ取得に通信を利用するため、通信環境の整わない状況では通信を利用するサービスはすべて利用できません。
	提供を受けることができる場所	- サービスエリアについては、KDDI のホームページでご確認ください。 - トンネル内・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かないところや、サービスエリア外ではご使用になれません。また、高地・高層ビル等の高層階等の電波状態の悪いところおよび気象条件によっては、ご利用になれないことがあります。
	緊急通報に係る制限	緊急通報を利用することはできません（警察、海上保安機関、消防機関へ直接的に通報することはできません）。
	青少年有害情報フィルタリング	DCM でのデータ通信は接続先限定通信であり、青少年有害情報には接続されません。ただし、車内 Wi-Fi をご契約される場合にはこの限りではありません。後述の車内 Wi-Fi に関する記載をご確認ください。
その他の利用制限		直近 3 日間（当日は含みません）で合計 6GB 以上の通信をした場合、終日速度制限がかかることがあります。ただし、DCM 通信における速度制限の対象となるデータ通信量は、KDDI により変更される場合があります。

	・ヘルプネットでの緊急通報中および保守点検中は、ヘルプネットの通信が優先されるため、その他の T-Connect サービスをご利用できない可能性があります。 ・将来において、KDDI にて、停波や通信に使用する電波の割当て等が変更になった場合、T-Connect が使用できなくなる場合があります（その場合は事前にご連絡いたします）。 ・GPS 信号を長い間（数ヵ月間）受信していないとき、または 12V バッテリーとの接続が断たれたときは、データ通信ができなくなることがあります。この場合は、GPS 信号が受信できる場所に車を移動した後、データ通信が可能となっていることを確認してください。
通信料金、その他の料金、期間限定の割引の適用期間等の条件等	・通信料金 DCM でのデータ通信および音声通話に関する通信料金は、T-Connect 利用規約に定める T-Connect 基本利用料に含まれています。T-Connect の無料期間中は通信料金も無料です。 ・車載機専用アプリの利用料等 T-Connect 基本利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス（個別のアプリ、トヨタコネクティッドカー保険、ロードアシスト 24 において JAF が提供するサービス等）の利用料や保険料等は含まれておらず、別途お支払いが必要となります。 ・期間限定の割引の適用期間等の条件 下記期間は、T-Connect 基本利用料が無料になります。 T-Connect DCM パッケージ（※1）：初度登録日（新車として登録された日、以下同じです）から 12 ヶ月間。ただし無料期間内に解約等した後、同期間内に改めて契約した場合を除きます。 T-Connect DCM パッケージ（※2）、T-Connect DCM 単体、T-Connect DCM 単体/携帯接続、T-Connect for CROWN（2018 年 6 月～2020 年 4 月モデル）：初度登録日から 36 ヶ月間 T-Connect エントリー（22）、T-Connect スタンダード（22）：初度登録日から 60 ヶ月間 T-Connect スタンダード（22）（※3）：初度登録日から 120 ヶ月間 ※1 T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合のうち、初年度無料の T-Connect DCM パッケージの場合 ※2 T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して、MIRAI（2014 年 11 月～2020 年 12 月モデル）、プリウス PHV（2017 年 2 月～2019 年 5 月モデル 標準装備ナビ、2019 年 5 月～2021 年 6 月モデル）、アルファード・ヴェルファイア（2017 年 12 月～2019 年 12 月モデル）、センチュリー（2018 年 6 月～2021 年 5 月モデル）、カローラスポーツ（2018 年 6 月～2019 年 9 月モデル）、プリウス（2018 年 12 月～2021 年 6 月モデル）、RAV4（2019 年 4 月～2020 年 8 月モデル）で T-Connect を利用する場合。 ※3 T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して、bZ4X で T-Connect を利用する場合。 ・T-Connect 利用規約第 26 条に定める株式会社 KINTO（以下、「KINTO」といいます）との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合、T-Connect 基本利用料（通信料金を含みます）は、当該リース契約期間中、リース契約の利用料に含まれます。別途お支払いいただく必要はありません。

		・その他、T-Connect 基本利用料、支払方法および無料期間の詳細については、T-Connect 利用規約の別紙をご確認ください。 【T-Connect 利用規約】 https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/
契約解除・契約変更の連絡先および方法		・DCM による通信サービスは T-Connect 利用契約を解約することにより解約することができます。DCM による通信サービス単体で解約することはできません。T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、My TOYOTA (WEB) もしくは車載機にて手続きを行うか、または T-Connect サポートセンターにご連絡ください。なお、My TOYOTA (WEB) での解約手続きには、「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携し、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。車載機での解約手続きには T-Connect 暗証番号、または「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携し、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。 ・万が一、解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、My TOYOTA (WEB) にて解約手続きを行うか、電気通信事業者の連絡先 (T-Connect サポートセンター) にご連絡ください。 ・T-Connect 利用規約第 26 条に定める KINTO との間でリース契約を締結した契約者が当該リース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合、当該リース契約期間中、当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約のみの解約を求めることはできません。T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、当該リース契約自体を解約していただく必要があります。
契約解除・契約変更の条件等		・T-Connect 利用契約期間中の解約であっても、支払済みの T-Connect 基本利用料は返金されません。 ・T-Connect 利用契約の契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契約内容の変更をすることはできません。 ・無料期間が適用されない T-Connect 利用契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間 (年払いの場合) あるいは 1 ヶ月間 (月払いの場合) 自動的に更新され、以降も同様となります。なお、DCM による通信サービスも、自動的に契約が更新されることとなります。 ・T-Connect 利用契約に無料期間が適用されている場合は、自動更新されません。無料期間終了後も T-Connect および DCM による通信サービスのご利用を希望される場合は、My TOYOTA (WEB)、車載機、T-Connect 継続手続き専用サイトまたは「T-Connect 継続のご案内」に同封の継続申込書にて、所定の期日までに継続手続きを行ってください。なお、継続手続き後は、自動更新となります。
オプション	オプションサービス名称	車内 Wi-Fi
	電気通信役務の種類	仮想移動電気通信サービス (MVNO サービス) (無線インターネット専用サービス)
	品質	車内 Wi-Fi は DCM による通信サービスを利用しており、DCM の通信方式は、KDDI の LTE 対応である au 携帯電話の通信方式と同一です。

サービスの 内容等	提供を受けることができる場所、緊急通報に係る制限	車内 Wi-Fi における品質、提供を受けることができる場所および緊急通報に係る制限は、T-Connect の場合と同様です。
	青少年有害情報フィルタリング	車内 Wi-Fi を利用することで、青少年がインターネット上の青少年有害情報を閲覧する可能性があるほか、場合によっては、青少年が違法または有害な行為に関与する可能性があります。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者または使用者に 18 歳未満の青少年が含まれる場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスのご利用を条件として、車内 Wi-Fi を提供します。 青少年有害情報フィルタリングサービスのご利用が必要な場合には、別途、自らの責任と負担にて、当該サービスをご契約ください。 【青少年有害情報フィルタリングサービス】 i-フィルター for マルチデバイス（デジタルアーツ株式会社提供） https://www.daj.jp/cs/products/multidevice/ （なお、上記は青少年有害情報フィルタリングサービスの一例であり、上記サービスのご利用に限定するものではありません） 車内 Wi-Fi 利用契約の契約者または使用者が青少年であるにもかかわらず、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を希望しない場合には、青少年が青少年有害情報を閲覧することがないように、保護者において適切に監督いただく必要があります。この場合、TC の求めに応じ、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等が記載された書面を提出しなければなりません。
	通信料金、その他の料金、期間限定の割引の適用期間等の条件等	・ 車内 Wi-Fi をご利用の場合、T-Connect 基本利用料等に加え、車内 Wi-Fi 利用料（1,650 円／月、消費税込み）のお支払いが必要です。 ・ 車内 Wi-Fi 利用料額およびお支払方法の詳細については、T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約に記載していますのでご確認ください。 【T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約】 https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/ ・ キャンペーンにより車内 Wi-Fi 利用料が割引となる場合があります。割引が適用されるキャンペーンの条件、適用対象等の詳細については、車内 Wi-Fi のキャンペーンサイトをご確認ください。 【車内 Wi-Fi キャンペーンサイト】 https://toyota.jp/info/tconnect_cp/wifi_incar.html
	その他の利用制限	・ 車内 Wi-Fi は、T-Connect 利用契約を締結のうえ、T-Connect のオプションサービスとして車内 Wi-Fi 利用契約を締結した場合にご利用いただけます。ただし、T-Connect スタンダード（22）対応車両以外の車両においては、車内 Wi-Fi をご利用いただけません。 ・ 直近 3 日間（当日は含みません）で合計 6GB 以上の通信をした場合、終日速度制限がかかることがあります。ただし、DCM 通信における速度制限の対象となるデータ通信量は、KDDI により変更される場合があります。

	契約解除・契約変更の連絡先および方法	・車内 Wi-Fi は、車内 Wi-Fi 利用契約を解約する旨の届出が TC に到達した日の属する契約期間の満了日をもって解約することができます。My TOYOTA (WEB)、車載機、その他 TC 所定の手続きにて、車内 Wi-Fi サービスの解約手続きを実施してください。 ・My TOYOTA (WEB) または車載機での解約手続きには、「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携し、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。
	契約解除・契約変更の条件等	・T-Connect 利用契約が解約その他理由のいかんを問わず終了した場合、車内 Wi-Fi 利用契約も T-Connect 利用契約が終了した時点で自動的に終了します。 ・車内 Wi-Fi 利用契約期間中の解約であっても、原則として支払済みの車内 Wi-Fi 利用料は返金されません。 ・車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。 ・車内 Wi-Fi 利用契約の契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契約内容の変更をすることはできません。
初期契約解除に関する事項		・DCM による通信サービスおよび車内 Wi-Fi サービスは、初期契約解除制度の対象です。T-Connect または車内 Wi-Fi サービスについては、契約成立後にお手元に届く DCM 通信サービスに関するご説明書または車内 Wi-Fi の通信サービスに関するご説明書（以下、あわせて「契約書面」といいます）を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により DCM による通信サービスおよび車内 Wi-Fi サービスの利用契約の解除を行うことができます。詳細は、契約書面をご確認ください。 ・なお、DCM によるデータ通信サービスのみを解約することはできません。DCM によるデータ通信サービスの全てを解約する場合、T-Connect 利用契約の全てを解除することになります（この場合、車内 Wi-Fi 利用契約も解除となり、T-Connect サービスおよび車内 Wi-Fi サービスの一切が利用できなくなります）。
利用規約に関する情報提供		DCM による通信サービスを含めた T-Connect 利用契約および車内 Wi-Fi 利用契約は、T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約を契約の内容とします。TC は、T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約の定めに従って、契約内容を変更することがあります。 【T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約】 https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/
電磁的方法による契約書面の交付		・電気通信事業法に基づいて契約締結後にお渡しする契約書面については、当該書面の交付に代えて、以下に PDF 形式（Adobe Reader で閲覧可能な状態）で掲載することにより、当該書面に記載すべき情報を提供します。 https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/ ・当該書面の交付をご希望の方は、T-Connect サポートセンターにご連絡ください。

(付則) 2025 年 6 月 23 日改定

コネクティッドナビ利用規約

コネクティッドナビ利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供する「コネクティッドナビ」のサービス（以下、「コネクティッドナビ」といいます）の利用条件を定めるものです。コネクティッドナビ利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、コネクティッドナビ利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条（規約の適用）

1. コネクティッドナビ利用規約は、当社とコネクティッドナビ契約者等（次条にて定義します）との間のコネクティッドナビの利用に関する関係一切に適用されます。
2. 当社は、コネクティッドナビの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「コネクティッドナビ諸規程」といいます）を定めることがあります。コネクティッドナビ諸規程は、コネクティッドナビ利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、コネクティッドナビ契約者等は、コネクティッドナビを利用する際には、コネクティッドナビ利用規約に加えてコネクティッドナビ諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、コネクティッドナビ利用規約とコネクティッドナビ諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、コネクティッドナビ諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

コネクティッドナビ利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のコネクティッドナビ利用規約で使用する用語は、コネクティッドナビ利用規約で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について

(<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において定義された意味を有するものとします。

- (1) コネクティッドナビ契約者：コネクティッドナビ利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社との間でコネクティッドナビの利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (2) コネクティッドナビ利用契約：コネクティッドナビ利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社およびコネクティッドナビ契約者との間で成立するコネクティッドナビの利用に関する契約をいいます。
- (3) コネクティッドナビ車両利用者：コネクティッドナビ契約者から利用車両におけるコネクティッドナビの利用を許諾された者をいいます（コネクティッドナビ契約者自身を含みません）。
- (4) コネクティッドナビ契約者等：コネクティッドナビ契約者およびコネクティッドナビ車両利用者を総称していいます。
- (5) コネクティッドナビ利用料：コネクティッドナビの提供にかかる対価・料金をいいます。

第3条（コネクティッドナビ利用契約の申し込み）

1. コネクティッドナビは、当社がコネクティッドナビを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。コネクティッドナビ利用契約のお申し込みにあたっては、利用車両がコネクティッドナビを利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。
2. コネクティッドナビ利用契約の申し込みは、T-Connect 基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。コネクティッドナビの利用ができる車種は、こちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。

3. 前項の定めにかかわらず、当社が別途定める車両（以下、「無料期間対象車両」といいます）においては、T-Connect 基本契約の成立とともにコネクティッドナビ利用契約が成立し、車両初度登録日より初回の 60 ヶ月点検月の末日まで無料で利用できるものとします。無料期間対象車両の詳細についてはこちら
(<https://toyota.jp/tconnectservice/service/connectednavi.html>) からご確認いただけます。

第4条（サービスの内容）

1. コネクティッドナビの機能およびサービス内容は、ご契約のサービスプランおよび搭載する車載機の種類によって異なります。詳細はこちら (<https://toyota.jp/tconnectservice/service/connectednavi.html>) からご確認いただけます。
2. コネクティッドナビは、コネクティッドナビ契約者およびコネクティッドナビ車両利用者が利用できます。

第5条（利用条件および遵守事項）

1. 安全のため、利用車両の運転者は、走行中の車載機および通信機の操作は極力お控えください。走行中の操作は、ハンドル操作を誤る等思わぬ事故につながるおそれがあり危険です。車を停車させてから操作をしてください（音声操作を除きます）。音声操作の場合にも、走行中は運転に集中するようにご注意ください。なお、走行中に画面を見るときは、必要最小限の時間（1 秒程度以内）にしてください。
2. コネクティッドナビのナビゲーションによるルート案内の内容にかかわらず、実際の交通規制に従って走行してください。ルート案内のみに従い、実際の交通規制に従わない走行をした場合は、交通規制に違反するおそれがあり、交通事故の原因ともなりえます。
3. コネクティッドナビは、コネクティッドナビ契約者等の眠気防止や覚醒をお約束するものではありません。長時間運転や眠気を感じた場合等は、適切に休憩をとっていただく等、安全運転をお願いします。
4. ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus に限り、新車購入から 5 年間は、コネクティッドナビの地図更新機能に加えて、マップオンデマンドによっても地図更新ができます。5 年経過後も引き続きマップオンデマンドを利用いただくには、販売店で、全国の地図情報を最新にする「全更新」をしていただくと、全更新からマップオンデマンド機能を 2 年間継続して利用いただけます。
5. ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）を装着の場合、コネクティッドナビ利用契約を解約されるとコネクティッドナビの機能は一切利用できませんが、Apple CarPlay や Android Auto™ によるカーナビゲーション機能は引き続き利用いただけます。また、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を装着の場合、コネクティッドナビ利用契約を解約された場合でも、解約以前に更新された地図情報を用いてのカーナビゲーション機能や、Apple CarPlay、Android Auto™ によるカーナビゲーション機能は引き続き利用いただけます。

第6条（コネクティッドナビ利用料の支払い）

コネクティッドナビ契約者は、コネクティッドナビ利用契約に基づき、コネクティッドナビ利用料として別紙に定める金額を、TC に対して支払うものとします。コネクティッドナビ利用料の支払方法および支払期日は、コネクティッドナビ利用規約および T-Connect 利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

第7条（契約期間）

コネクティッドナビ利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

第8条（個人情報等の取扱い）

コネクティッドナビの利用については、T-Connect の個人情報等の取得と利用について第 15 条の特則が適用されます。

<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>

第9条（解約）

T-Connect 利用規約第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、無料期間対象車両におけるコネクティッドナビ契約者は、別紙に定める無料期間（以下、「無料期間」といいます）中は、コネクティッドナビ利用契約のみの解約を求めることはできません。無料期間中にコネクティッドナビ利用契約の解約を希望するときは、T-Connect 利用契約自体を解約していただく必要があります。なお、T-Connect 利用契約を解約した場合は、コネクティッドナビ利用契約も T-Connect 利用契約が終了した時点で当然に終了します。

第10条（特則）

コネクティッドナビ契約者等のうち次の各号に記載のサービスプランの契約者については、T-Connect 利用規約およびコネクティッドナビ利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。

- (1) bZ4X を利用車両とする契約者。なお、本条第 2 号にも該当する場合は、本条第 2 号とそれに対応する別紙の内容が優先して適用されます。
 - (i) 第 3 条第 3 項の定めにかかわらず、T-Connect 基本契約の成立とともにコネクティッドナビ利用契約が成立し、車両初度登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日まで無料で利用できるものとします。
- (2) 第 3 条第 2 項に指定した車種を利用車両とし、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結する契約者。
 - (i) コネクティッドナビ利用料は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、コネクティッドナビ利用料を別途支払う必要はありません。
 - (ii) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかなを問わず終了した場合、コネクティッドナビ利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

（付則） 2025 年 6 月 23 日改定

別紙

■コネクティッドナビ

(1) T-Connect スタンダード (22)

①ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）を装着している T-Connect スタンダード (22) 契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビ利用契約を締結する場合

契約期間	【車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 コネクティッドナビ契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにコネクティッドナビ利用契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。 【無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビを新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。 ①②いずれの場合も、コネクティッドナビ利用契約は自動更新契約です。コネクティッドナビ契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、①②いずれの場合においても、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合	880 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet (TS CUBIC) ／TOYOTA Wallet (Wallet QR)	

②ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）を装着している T-Connect スタンダード (22) の契約者のうち、T-Connect 利用規約第 26 条第 2 項に定める e-Palette のリース契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビを利用する場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 コネクティッドナビ利用契約は自動更新契約です。コネクティッドナビ契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。 リース契約が終了した場合、コネクティッドナビ利用契約も当該リース契約が終了した時点で当然に終了します。	
利用料（消費税込み）	880 円／月	
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet (TS CUBIC) ／TOYOTA Wallet (Wallet QR)	

③ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）を装着している T-Connect スタンダード (22) の契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビを利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でコネクティッドナビ利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてコネクティッドナビ利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	

■コネクティッドナビ（車載ナビ有）

(1) T-Connect スタンダード (22)

①ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を装着している T-Connect スタンダード (22) 契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビ利用契約を締結する場合

契約期間	【車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 コネクティッドナビ契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにコネクティッドナビ利用契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。 【無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビを新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。 ①②いずれの場合も、コネクティッドナビ利用契約は自動更新契約です。コネクティッドナビ契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに	
------	---	--

	コネクティッドナビ利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、①②いずれの場合においても、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合	880 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet (TS CUBIC) ／TOYOTA Wallet (Wallet QR)	

②bZ4X を利用車両とする T-Connect スタンダード (22) の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビ利用契約を締結する場合
※法人管理契約を締結した場合は、コネクティッドナビ利用規約第 10 条第 2 号が適用されます。

契約期間	【車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きを実施しても、また、無料期間内に解約等がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 コネクティッドナビ契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにコネクティッドナビ利用契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。 【無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビを新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1ヵ月間です。 ①②いずれの場合も、コネクティッドナビ利用契約は自動更新契約です。コネクティッドナビ契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、①②いずれの場合においても、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合	880 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet (TS CUBIC) ／TOYOTA Wallet (Wallet QR)	

③ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）を装着している T-Connect スタンダード (22) の契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビを利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でコネクティッドナビ利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてコネクティッドナビ利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	

車内 Wi-Fi の通信サービスに関するご説明書

本説明書は、以下のサービスプランをご契約された契約者のみご確認ください。

「T-Connect スタンダード (22)」のオプションサービスである車内 Wi-Fi

本説明書は、T-Connect のオプションサービスとして車内 Wi-Fi をご契約の場合に提供される Wi-Fi によるインターネット接続サービスの契約内容に関する重要なお知らせです。十分にご確認ください。

なお、本説明書で使用する用語は、本説明書で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約で定義された意味を有するものとします。

電気通信事業者の名称		トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）
電気通信事業者の連絡先		【T-Connect サポートセンター】 TEL：0800-500-6200 受付時間：9:00～18:00 年中無休
契約者情報		車載機の「T-Connect」または「T-Connect 設定」内に契約者氏名、住所、電話番号が掲載されています。
有料オプションサービスとして提供される電気通信役務の内	サービス名称	車内 Wi-Fi
	種類	仮想移動電気通信サービス (MVNO サービス) (無線インターネット専用サービス)
	品質	- 車内 Wi-Fi は KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます）の通信回線による専用通信モジュール (DCM) を利用しており、DCM の通信方式は、KDDI の LTE 対応の au 携帯電話の通信方式と同一です。 - 回線の状況や契約者のご利用場所等により、通信速度が大幅に低下する場合や、通信自体がご利用いただけなくなる場合があります (DCM による通信はベストエフォート方式を採用しています)。 - T-Connect はデータ取得に通信を利用するため、通信環境の整わない状況では車内 Wi-Fi を利用できません。
	提供を受けることができる場所	- サービスエリアについては、KDDI のホームページでご確認ください。 - トンネル内・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かないところや、サービスエリア外ではご使用になれません。また、高地・高層ビル等の高層階等の電波状態の悪いところおよび気象条件によっては、ご利用になれないことがあります。
提供される電気通信役務の内	緊急通報に係る制限	緊急通報を利用することはできません (警察、海上保安機関、消防機関へ直接的に通報することはできません)。
	青少年有害情報フィルタリング	車内 Wi-Fi を利用することで、青少年がインターネット上の青少年有害情報を閲覧する可能性があるほか、場合によっては、青少年が違法または有害な行為に関与する可能性があります。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者または使用者に 18 歳未満の青少年が含まれる場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスのご利用を条件として、車内 Wi-Fi を提供します。 青少年有害情報フィルタリングサービスのご利用が必要な場合には、別途、自らの責任と負担にて、当該サービスをご契約ください。 【青少年有害情報フィルタリングサービス】 i-フィルター for マルチデバイス (デジタルアーツ株式会社提供) https://www.daj.jp/cs/products/multidevice/ (なお、上記は青少年有害情報フィルタリングサービスの一例であり、上記サービスのご

容		利用に限定するものではありません) 車内 Wi-Fi 利用契約の契約者または使用者が青少年であるにもかかわらず、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を希望しない場合には、青少年が青少年有害情報を閲覧することがないように、保護者において適切に監督いただく必要があります。この場合、TC の求めに応じ、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等が記載された書面を提出しなければなりません。
	その他の利用制限	・直近 3 日間（当日は含みません）で合計 6GB 以上の通信をした場合、終日速度制限がかかることがあります。ただし、DCM 通信における速度制限の対象となるデータ通信量は、KDDI により変更される場合があります。 ・ヘルプネットでの緊急通報中および保守点検中は、ヘルプネットの通信が優先されるため、車内 Wi-Fi を含む、その他の T-Connect サービスをご利用できない可能性があります。 ・将来において、KDDI にて、停波や通信に使用する電波の割当て等が変更になった場合、T-Connect および車内 Wi-Fi が使用できなくなる場合があります（その場合は事前にご連絡いたします）。 ・GPS 信号を長い間（数ヵ月間）受信していないとき、または 12V バッテリーとの接続が断たれたときは、データ通信ができなくなることがあります。この場合は、GPS 信号が受信できる場所に車を移動した後、データ通信が可能となっていることを確認してください。
	DCM による通信サービスの提供開始時期	車内 Wi-Fi 利用契約の成立日から提供します（車載機にて利用開始のための手続き・設定を完了した日です）。
	通信料金、その他の料金、期間限定の割引の適用期間等の条件等	・車内 Wi-Fi をご利用の場合、T-Connect 基本利用料等に加え、車内 Wi-Fi 利用料（1,650 円／月、消費税込み）のお支払いが必要です。 ・車内 Wi-Fi 利用料額およびお支払方法の詳細については T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約に記載していますのでご確認ください。 【T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約】 https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/ ・キャンペーンにより、車内 Wi-Fi 利用料が割引となっている場合があります。キャンペーンの割引適用の有無や詳細については、My TOYOTA (WEB) にて車内 Wi-Fi の契約内容をご確認ください。
	料金の支払方法・時期	契約者が選択した支払方法が適用されますので、支払方法は My TOYOTA (WEB) の「ご利用明細」でご確認ください。 なお、車内 Wi-Fi 利用料の締め日は当月末日、決済日は翌月 1 日です。 ・クレジットカードによる支払い：支払時期は、契約者と各カード会社との約定に基づきますので、カード会社へお問い合わせください。 ・TOYOTA Wallet (TS CUBIC) による支払い：支払時期は、契約者と各カード会社との約定に基づきますので、カード会社へお問い合わせください。 ・TOYOTA Wallet (Wallet QR) による支払い：TOYOTA Wallet (Wallet QR) のご請求は、トヨタファイナンスサービス株式会社が定める条件に基づきます。
	契約解除・契約変更の連絡先および方法	・車内 Wi-Fi は車内 Wi-Fi 利用契約を解約することにより、その旨の届出が TC に到達した日の属する契約期間の満了日をもって解約することができます。解約を希望するときは、My TOYOTA (WEB) もしくは車載機にて手続きを行うか、または T-Connect サポート

	センターにご連絡ください。My TOYOTA (WEB) または車載機での解約手続きには、「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携させたいうえ、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。 万が一、解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、My TOYOTA (WEB) にて解約手続きを行うか、電気通信事業者の連絡先 (T-Connect サポートセンター) にご連絡ください。
契約解除・契約変更の条件等	- T-Connect 利用契約が解約その他理由のいかんを問わず終了した場合、車内 Wi-Fi 利用契約も T-Connect 利用契約が終了した時点で自動的に終了します。 - 車内 Wi-Fi 利用契約期間中の解約であっても、支払済みの車内 Wi-Fi 利用料金は返金されません。 - 車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。 - 車内 Wi-Fi 利用契約の契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契約内容の変更をすることはできません。
初期契約解除制度の案内	車内 Wi-Fi は、初期契約解除制度の対象です。 - 本書面を契約者が受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により車内 Wi-Fi の利用に係る契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発した時に生じます。 - この場合、契約者は損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。また、契約に関連して TC が金銭等を受領している際には当該金銭等を契約者に返還いたします (ただし、電気通信事業法その他の法令に基づき TC が契約者に請求することができる金銭を除きます)。 - TC または販売店が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより契約者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって 8 日を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めて車内 Wi-Fi に係る契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間であれば車内 Wi-Fi に係る契約を解除することができます。 【お問い合わせ先・書面の送付先】 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階 トヨタコネクティッド株式会社 (T-Connect サポートセンター) TEL : 0800-500-6200

<書面による解除の記載例>

〒 460-0003

愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号

名古屋インターシティ 14 階

トヨタコネクティッド株式会社

T-Connect サポートセンター 行

契約書面受領日（契約成立日）

○年○月○日

①ご住所

②ご契約者名

③お電話番号

④T-Connect ID #*****

⑤契約サービス 車内 Wi-Fi

上記契約を解除します。

(付則) 2025 年 6 月 23 日改定

運転支援アップデート利用規約

運転支援アップデート利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）とトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供する運転支援機能のソフトウェアアップデートサービス（以下、「運転支援アップデート」といいます）のサービスの利用条件を定めるものです。運転支援アップデート利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、運転支援アップデート利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条 （規約の適用）

1. 運転支援アップデート利用規約は、当社と運転支援アップデート契約者（次条にて定義します）との間の運転支援アップデートの利用に関する関係一切に適用されます。
2. 当社は、運転支援アップデートの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「運転支援アップデート諸規程」といいます）を定めることがあります。運転支援アップデート諸規程は、運転支援アップデート利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、運転支援アップデート契約者は、運転支援アップデートを利用する際には、運転支援アップデート利用規約に加えて運転支援アップデート諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、運転支援アップデート利用規約と運転支援アップデート諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、運転支援アップデート諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

第2条 （定義）

運転支援アップデート利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他の運転支援アップデート利用規約で使用する用語は、運転支援アップデート利用規約で特段定義されない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について

(<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において定義された意味を有するものとします。

- (1) 運転支援アップデート契約者：運転支援アップデート利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社との間で運転支援アップデート利用契約が成立した者をいいます。
- (2) 運転支援アップデート利用契約：運転支援アップデート利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社および運転支援アップデート契約者との間で成立する運転支援アップデートの利用に関する契約をいいます。
- (3) 運転支援アップデート利用車両：運転支援アップデート契約者が所有または利用等する権限を有する車両のうち、運転支援アップデート利用契約に基づき、運転支援アップデートを利用できる車両をいいます。
- (4) 運転支援アップデート利用料：運転支援アップデートの提供にかかる対価・料金をいいます。

第3条 （運転支援アップデート利用契約の申し込み）

1. 運転支援アップデートは、当社が運転支援アップデートを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。運転支援アップデート利用契約の申し込みにあたっては、利用車両が運転支援アップデートを利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。
2. 運転支援アップデート利用契約の申し込みは、事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができるものとします。なお、運転支援アップデートが利用できる車種はこちら (<https://toyota.jp/safety/update/>) からご確認ください。

第4条 (サービスの内容)

- 1. 運転支援アップデートは、運転支援機能のソフトウェアアップデートサービスです。運転支援アップデートの各商品の種類および詳細はこちら (<https://toyota.jp/safety/update/>) からご確認いただけます。
- 2. 運転支援アップデートは、運転支援アップデート契約者が利用できます。

第5条 (利用条件および遵守事項)

- 1. 運転支援アップデートの申し込み後、運転支援アップデート利用契約を解約することはできません。
- 2. 運転支援アップデートの利用によりアップデートされた運転支援アップデート利用車両の運転支援機能は、T-Connect 利用契約が解約、解除、契約期間満了等により終了した場合も、継続して利用できます。ただし、運転支援アップデートの利用後に、前方カメラの部品交換がされた場合、同じ機能を引続き利用するためには、その時点で T-Connect 利用契約が有効である必要があります。
- 3. 運転支援アップデートに基づくソフトウェアアップデートの実行後は、前のバージョンに戻すことはできません。
- 4. 運転支援アップデートを運転支援アップデート利用車両以外の車両や他の機器で利用することはできません。

第6条 (運転支援アップデート利用料の支払い)

- 1. 運転支援アップデート契約者は、運転支援アップデート利用契約に基づき、TC に対し、別途指定される運転支援アップデート利用料を支払うものとします。また、運転支援アップデート契約者は、運転支援アップデートの利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとします。なお、消費税率が税法の改定により変動した時は、変動後の税率に各料金が自動改定されるものとします。
- 2. 運転支援アップデート契約者は、次の表に定める方法のうち、運転支援アップデート契約者が指定し TC が承認したいずれかの方法により、運転支援アップデート利用料を支払うものとします。なお、運転支援アップデート契約者とクレジットカード会社、収納代行会社または金融機関等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、当社は、一切の責任を負いません。

利用契約締結方法と 選択可能な支払い方法	当社が指定する販売店の店頭	・クレジットカード ・預金口座振替（口座引落し） ・指定口座振込
	車載機（ナビ）	・クレジットカード ・TOYOTA Wallet (Wallet QR)
	My TOYOTA (WEB)	・クレジットカード ・TOYOTA Wallet (TS CUBIC)

- 3. 運転支援アップデート契約者は、前二項に基づき所定期日までに運転支援アップデート利用料の支払をしない場合には、当社により、運転支援アップデート利用車両のアップデートされた部分の運転支援機能の提供が停止され、当該機能が利用できなくなることをあらかじめ承諾します。

第7条 （免責事項）

当社は、運転支援アップデートについて、動作、品質、提供情報の正確性その他一切を保証するものではなく、運転支援アップデートの利用に関して運転支援アップデート契約者または運転支援アップデート利用車両の利用者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。以上の定めにもかかわらず、当社の責めに帰すべき事由によって運転支援アップデート契約者または運転支援アップデート利用車両の利用者に生じた損害の賠償責任を負う場合、その賠償額は、当該損害または損失が発生させる事由となった運転支援アップデートの各商品の利用料を上限とするものとします（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）。なお、運転支援アップデートの利用は運転支援アップデート利用車両本体の保証に影響を及ぼすものではなく、新車購入時の保証内容や保証期間が引き続き適用されます。

（付則） 2025 年 6 月 23 日改定

別紙

■運転支援アップデート トヨタセーフティセンス最新化1

(1) T-Connect エントリー (22)、T-Connect スタンダード (22)	
①Toyota Safety Sense を搭載した運転支援アップデート (トヨタセーフティセンス最新化1) 対応車両の T-Connect エントリー (22) または T-Connect スタンダード (22) の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、運転支援アップデート利用契約 (トヨタセーフティセンス最新化1) を締結する場合	
利用料 (消費税込み)	11,000 円 ※トヨタセーフティセンス最新化1の購入代金であり、1つの車両に対して同じ機能のアップデートは1回限りです。 対象機能は、T-Connect 利用契約が解約、解除、契約期間満了等により終了した後も、継続してご利用いただけます。ただし、前方カメラの部品交換をした場合は、運転支援アップデートに関する情報が保持された部品も交換されるため、再度ご利用いただくには T-Connect 利用契約が必要です。
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet (TS CUBIC) ／TOYOTA Wallet (Wallet QR)

※当社は、運転支援アップデートについて、動作、品質、提供情報の正確性その他一切を保証するものではなく、運転支援アップデートの利用に関して契約者または利用車両の利用者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。以上の定めにもかかわらず万が一、当社の責めに帰すべき事由によって契約者または利用車両の利用者に損害が生じ賠償責任を負う場合、その賠償額は、当該損害または損失を発生させる事由となった運転支援アップデートの各商品の利用料を上限とするものとします (当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)。なお、運転支援アップデートの利用は利用車両本体の保証に影響を及ぼすものではなく、新車購入時の保証内容や保証期間が引き続き適用されます。

■運転支援アップデート トヨタセーフティセンス最新化2

(1) T-Connect エントリー (22)、T-Connect スタンダード (22)	
①Toyota Safety Sense を搭載した運転支援アップデート (トヨタセーフティセンス最新化2) 対応車両の T-Connect エントリー (22) または T-Connect スタンダード (22) の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、運転支援アップデート利用契約 (トヨタセーフティセンス最新化2) を締結する場合	
利用料 (消費税込み)	11,000 円 ※トヨタセーフティセンス最新化2の購入代金であり、1つの車両に対して同じ機能のアップデートは1回限りです。 対象機能は、T-Connect 利用契約が解約、解除、契約期間満了等により終了した後も、継続してご利用いただけます。ただし、前方カメラの部品交換をした場合は、運転支援アップデートに関する情報が保持された部品も交換されるため、再度ご利用いただくには T-Connect 利用契約が必要です。
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet (TS CUBIC) ／TOYOTA Wallet (Wallet QR)

※当社は、運転支援アップデートについて、動作、品質、提供情報の正確性その他一切を保証するものではなく、運転支援アップデートの利用に関して契約者または利用車両の利用者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。以上の定めにもかかわらず万が一、当社の責めに帰すべき事由によって契約者または利用車両の利用者に損害が生じ賠償責任を負う場合、その賠償額は、当該損害または損失を発生させる事由となった運転支援アップデートの各商品の利用料を上限とするものとします (当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)。なお、運転支援アップデートの利用は利用車両本体の保証に影響を及ぼすものではなく、新車購入時の保証内容や保証期間が引き続き適用されます。

※KINTO Unlimited の運転支援アップデート「トヨタセーフティセンス最新化2」の対象車種 (<https://kinto-jp.com/unlimited/>) につきましては、運転支援アップデート「トヨタセーフティセンス最新化2」をTMCが単独で提供するものとし、運転支援アップデート利用規約各条項の「当社」は「TMC」に読み替えるものとします。また、この場合の利用料は、契約者と株式会社 KINTO との間で締結した自動車のリース契約の料金に含まれ、別途発生するものではありません。